

令和5年第1回鬼北町議会定例会

令和5年3月8日（水曜日）

○議事日程

令和5年3月8日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第2号 鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 鬼北町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 北宇和高等学校教育寮設置条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 鬼北町認定こども園条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 鬼北町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 鬼北町県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 鬼北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 鬼北町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 鬼北町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 鬼北町消防委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事））の締結について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事））の締結について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 4 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 令和 5 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 令和 5 年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第 4 4 発議第 1 号 鬼北町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第 4 5 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 4 6 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 4 7 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 4 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 2 号 鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 鬼北町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 北宇和高等学校教育寮設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 鬼北町認定こども園条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 7 号 鬼北町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 鬼北町県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 鬼北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 11 号 鬼北町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 12 号 鬼北町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 13 号 鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 14 号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 15 号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 16 号 鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 17 号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 18 号 鬼北町消防委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 19 号 工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事））の締結について
- 日程第 24 議案第 20 号 工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事））の締結について
- 日程第 25 議案第 21 号 令和 4 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 26 議案第 22 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 27 議案第 23 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 28 議案第 24 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 29 議案第 25 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 30 議案第 26 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 31 議案第 27 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 32 議案第 28 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第2号) について

- 日程第33 議案第29号 令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第34 議案第30号 令和4年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第35 議案第31号 令和5年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第36 議案第32号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第37 議案第33号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第34号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第39 議案第35号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第40 議案第36号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第41 議案第37号 令和5年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第42 議案第38号 令和5年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第43 議案第39号 令和5年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第44 発議第1号 鬼北町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第45 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第46 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第47 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第48 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 坂本一仁 | 2番 | 兵頭稔 |
| 3番 | 高橋聖子 | 4番 | 中山定則 |
| 5番 | 末廣啓 | 6番 | 山本博士 |
| 7番 | 松下純次 | 8番 | 福原良夫 |
| 9番 | 程内覺 | 10番 | 松浦司 |
| 11番 | 赤松俊二 | 12番 | 芝照雄 |

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企画振興課長 小 川 秀 樹	総務財政課長 水 野 博 光
危機管理課長 芝 達 雄	町民生活課長 善 家 直 邦
保健介護課長 那 須 周 造	環境保全課長 森 明
農 林 課 長 松 本 秀 治	森林対策室長 東 英 範
建 設 課 長 上 田 司	水 道 課 長 上 田 司
日 吉 支 所 長 山 本 雄 大	会 計 管 理 者 古 谷 忠 志
教 育 長 松 浦 秀 樹	教 育 課 長 谷 口 浩 司
農業委員会会長 川 平 定 計	農業委員会事務局長 松 本 秀 治
選挙管理委員会委員長 谷 口 清 美	代 表 監 査 委 員 田 中 清 志

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和5年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、全員御参集いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末から猛威を振るっておりました第8波も落ち着きを見せ、愛媛県に出されておりました医療逼迫警戒宣言も2月15日をもって解除されました。

また、政府は、新型コロナウイルス感染症法上の分類を、5月8日から、季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げるとしており、より一層、社会経済活動が加速すると思われまます。

しかしながら、ウクライナ情勢や円安の影響などにより、エネルギー、食品等の物価高騰は、町民や事業者の方々に大きな影響を及ぼしており、今後の動向も不透明であることから、国や県の動向を注視しながら、感染症の終息と社会経済活動の回復に向けた対策を講じる必要がございます。

また、令和5年度は、第2次鬼北町長期総合計画の中間年度である3年目となります。この計画に掲載された施策を着実に実行していくとともに、刻々と変化する社会情勢に対応し、将来にわたり持続可能な行政基盤を構築しながら、質の高い住民サービスの提供を行うことにより、住民の満足度の向上を図り、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたしております議案等は、条例の制定5件、条例の一部改正12件、工事変更請負契約の締結2件、令和4年度補正予算10件、及び令和5年

度予算9件を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げまして、令和5年第1回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、8番、福原良夫議員、9番、程内覺議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、診療所、危機管理課、保育所、公民館、連絡所、三島簡易郵便局、町民生活課、出納室及び議会事務局の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和4年11月分、12月分及び令和5年1月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

続いて、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、

出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元のほうには、12月定例会以降の行動状況を提示いたしております。

12月22日、独立行政法人国立高等専門学校機構、新居浜工業高等専門学校と包括連携協定を締結いたしました。

社会実装研究に取り組んでいる新居浜高専と包括連携協定を締結し、学生との交流事業を通じた地域活性化、産業の振興、住民サービス向上など、地域の課題解決を図ることを目的としております。

これにより、鬼北町においては、北宇和高校生等の学生交流を通じて地域課題の解決につながる活発な協議、提案が期待できるほか、新居浜高専においては、地域連携活動を通じた社会実装研究の充実につながるものと考えております。

また、写真の下側、2月9日、宇和島海上保安部と包括連携協定を締結いたしました。海のない鬼北町ではありますが、来る南海トラフ地震に備えて、あらゆる角度から防災知識の啓発に努めていく必要性を認識し、それぞれが持つ知識、技能、人材、情報等を有効に活用することで、地域の安全・安心な社会を構築することを目的としております。

写真にはございませんが、1月16日、JR予土線沿線5自治体、四万十市、四万十町、宇和島市、松野町、鬼北町の首長が、JR四国本社に出向き、西牧社長と予土線存続に対する意見交換を実施いたしました。

会社側の厳しい経営状況が説明されましたが、沿線自治体としては、沿線住民の命の路線という要点だけでなく、予土線の新たな価値観を発見し、列車活用につながる大きな政策の推進が必要であるという認識であることで理解を求めました。

沿線5自治体は、これから先、共通課題との認識の下、様々な活動を共有することで意識統一をしたところがございます。

2月3日、森の三角ぼうしにおいて、3年ぶりに町内保育園児とともに豆まきを実

施いたしました。子どもたちと、これまでになく身近に接することができ、私自身も本当にうれしく、「福はうち、鬼もうち」と声高らかに叫んだところでございます。

さて、令和4年度もあと1か月ほどになりました。本年度におきまして、新型コロナウイルス感染対策の実施における幾度とない協議依頼に対しまして、積極的に御協力いただきました議員各位に対しまして、再度御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、兵頭稔議員、中山定則議員、高橋聖子議員、以上の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、5番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員、時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○5番（末廣 啓君）

議席番号5番、末廣啓です。

通告書のとおり、1件、一問一答方式で質問をいたします。

よろしく申し上げます。

質問1、自然災害への備えについて。

昨年末に今シーズン最大の寒波に見舞われた愛媛県ですが、鬼北町でも最近にない積雪があったように思います。自然災害においては、ふだんでは考えにくいような事態が起こり得るわけですが、そこで下記のことについて問います。

（1）年末の大雪等で住民から被害等の連絡があったか。もし、あった場合、どのような対応を取ったか。

（2）幹線道路では業者さんが除雪してもらいますが、枝線と言いますか、支線の除雪は対応はどうなっているのか。

（3）積雪による道路通行止めや倒木等で孤立が予想される場合、事前の避難呼びかけはしないのか。

（4）大雪に限らず台風や大雨、そして巨大地震などに備える食料や物品の備蓄はどれぐらいあるのか。

（5）人工透析患者がいる世帯の除雪を優先した自治体も今回あったようですが、

鬼北町は人工透析患者等、命に関わるような病気をお持ちの方の把握はしているのか。

(6) 自然災害時の消防団、自主防災組織、民生児童委員等の役割分担はどうなっているのか。

以上、6点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の自然災害への備えについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の年末の大雪等で住民から被害等の連絡があったか、あった場合、どのような対応を取ったかとの御質問であります。昨年12月末の大雪等においては、12月23日金曜日、午前5時50分に暴風雪警報が発表され、災害の発生に備えるために、同時刻に災害対策基本法第23条の2及び鬼北町災害対策本部条例に基づき、鬼北町災害対策本部を設置いたしました。特に被害等の報告はありませんでした。

次に、2点目の幹線道路では業者さんが除雪してもらおうが、枝線の除雪対応はどうなっているかとの御質問ですが、国道・県道につきましては、愛媛県が冬季路面对策契約を締結しております町内業者がパトロールを実施し、倒木処理、除雪作業、凍結防止剤散布等を行っていただいております。また、町道につきましては、職員によるパトロール、住民からの通報を基に、除雪作業、凍結防止剤散布を行っております。

昨年12月末の積雪の対応といたしましては、日吉地区の町道犬飼線、藤川線、日向谷線、中ノ川1号・2号線、上鍵山線、長谷線、黒川陰地線、巻線等の除雪作業等を行ったほか、三島地区の下大野本線約10キロの除雪を行ったところであります。

次に、3点目の積雪による道路通行止めや倒木等で孤立が予想される場合、事前の避難呼びかけはしないのかとの御質問にお答えをいたします。

大雪警報等の可能性が高い場合には、松山地方気象台から、事前にWeb会議等の開催やメールなどにより、予想される気象情報等が関係市町に提供されます。これを精査いたしまして、特に必要な場合には、事前に町の防災行政無線及び告知端末で臨時放送を行い、注意喚起を図っております。

避難の呼びかけである避難情報の発令につきましては、土砂災害及び水害について、発令に際しての判断基準を設定しておりますが、大雪に対しての基準は現在のところ設けておりません。気象情報や現地の状況などを総合的に判断して、事前に災害対策本部が避難情報を発令することになると考えております。

次に、4点目の大雪に限らず台風や大雨、そして巨大地震などに備える食料や物品

の備蓄はどれくらいあるのかとの御質問にお答えをいたします。

まず、食料についてですが、令和5年2月末現在において、米やスナック菓子等、約5,500食の非常食を備えております。飲料水については、2リットルのペットボトルが792本、500ミリリットルのペットボトルが1,368本、合計で2,268リットルの飲料水を備えておりますが、1日1人当たり3リットルの水を想定した場合、約750人分の備蓄となります。また、物品については、毛布が約630枚、段ボールベッドが200台、そのほか、衛生用品やブルーシートなどを備蓄いたしております。

町といたしましては、十分な備蓄内容とは言えない状況でありますので、今後も計画的に必要な備蓄食料、備蓄資材を整備してまいりたいと考えております。

ただ、その一方で、町民の皆様にも、平時のうちから、食料や生活必需品等の確保に取り組んでいただく必要があると考えております。今後も家庭備蓄の必要性を認識していただけるように、広報・啓発活動を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、5点目の鬼北町は、人工透析患者等、命に関わるような病気をお持ちの方の把握はしているのかとの御質問であります。人工透析患者に関わらず、避難の際に支援が必要な避難行動要支援者に関しましては、保健介護課、町民生活課及び危機管理課が連携いたしまして、これらの方の名簿を作成するとともに、民生児童委員の方や関係機関等の協力を得ながら、一人ひとりの個別避難計画を作成することにいたしております。

1月末時点での状況になりますが、名簿登録者208人のうち、個別避難計画作成済みの方が110人、作成率52.9%となっておりますが、今後におきましても、引き続き関係機関等の協力をいただきながら、計画的に個別避難計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6点目の自然災害時の消防団、自主防災組織、民生児童委員等の役割分担はどうなっているのかとの御質問であります。消防団につきましては、消防団長が災害対策本部の構成員でもありますので、災害のおそれがある場合などには、常に情報を共有し、被害状況等の情報収集や伝達、人命の保護、避難誘導など、必要な役割を担っていただいております。また、自主防災組織については、初期消火、住民の救出・避難誘導、災害時要援護者の避難支援等の活動を行っていただくとともに、民生児童委員の方々については、自主防災組織と連携して、災害時要援護者への安否確認や関係機関への情報伝達など役割を担っていただくことを想定いたしております。

今後は、自主防災組織等連絡協議会、そして、鬼北町防災士連絡協議会、さらに、鬼北町民生児童委員協議会など、関係団体等との連携を密にしながら、有事の際に対応できるよう、人材の育成、訓練、情報共有を図っていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

幹線道路、国道・県道については、町内の業者の方々が除雪等をしていただいたということで、大変ありがたい話でございますが、町道について職員がパトロールしたり、除雪をされた、日吉で9件、三島で1件でしたか、町長の答弁がありましたが、この町道の除雪とかについては、どちらの方が除雪していただいたのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの末廣議員の御質問にお答えいたします。

今回12月19日から12月20日、また、12月24日から12月25日の2回に分けて大雪に見舞われたわけですが、町のほうの対応といたしましては、除雪の委託契約を結んでおります日吉農林公社の職員の方に、まず、タイヤショベルにおいて除雪をしていただきました。日吉農林公社の職員の方につきましては、上鍵山地区を中心に除雪していただきました。

町の保有しております、もう1台のタイヤショベルにつきましては、元日吉農林公社職員の重機オペレーターをお願いいたしまして、会計年度任用職員としてパートタイムで雇用いたしまして、この職員につきましては、父野川地区を中心に除雪をしていただきました。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

三島地区のかなり長い線、距離を除雪していただいたようなんですが、これはどちらがされたんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

三島地区御開山まで、国道からおよそ10キロありますが、これにつきましては、清家工務店さんがタイヤショベルをお持ちですので、清家工務店さんに借上料として契約をいたしまして除雪をしていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

大雨とかについては基準を設けてあるということなんですが、大雪についての基準は設けていないということだったと思うんですけども、これは鬼北町だけですか、ほかの自治体も設けていないということなんですかお聞きします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

基準の設定状況についてですが、県内全部を調べてはないんですけど、先日の警報が出た際に、県内で一番大雪だった久万高原町に参考に聞いてみました。その結果、特に基準は設けてないということで、ただ御承知のとおり、大雪でしたから、避難所の開設はしてましたが、避難の勧告はしなかったということで聞いております。

それで、うちとしても基準は設けておりませんが、事前に町長の答弁にありましたように、気象庁からも情報が入ってきますし、その状況をもってそれ相応の対応を台風とか風水害に準じて実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

今までに避難を呼びかけたこと、大雪で避難を呼びかけたことがありますか。それと、以前に日吉地区で冬の期間だけ世帯を避難させるというような、診療所の2階に、世帯だけ冬の期間だけ避難させるという避難体制を取っておられたこともあったと思うんですけども、今でもそういう避難システム、体制は継続されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの質問でございますが、ちょうど日吉保健センターの2階に5部屋ほどあります。そこに必要な場合には、いつでも使えるように準備はできております。

また、近年におきましては、コロナの感染をした場合に、一時避難所として利用も今計画をいたしておる状況で、現在のところ、利用はございませんけど、いざというときには、ぜひとも、せつかくある施設でございますので、どんどん利用していただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

避難の呼びかけはしたことがありますか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

細かく詳細が、記録が残っておりませんので、正確なお答えができないかもしれな
いんですけど、今のところ、そういった事例は確認できませんでした。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

町長答弁で、備蓄はありますがまだまだ十分ではないというような回答だったと思
うんですけども、トルコ、シリア大地震、大地震でも食料とか毛布とか物品が不足し
ておるといような報道をお聞きしますが、町長答弁で、計画的に備蓄をしていくと
いような答弁だったと思います。どういうふうな計画をされておるのかお聞きした
いと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

計画的と申しますのは、何千人分の備蓄というものを買いますと、置くところをま
ず確認せなければいけません。そういうところもあって、今回、当初で入っているかな。今度の
当初予算で入るとるんですけども、書庫及び緊急物資の部分の置くところを備えてこ
の部分に対応しようというふうに考えております。それで御理解いただきたいと思
います。

○5番（末廣 啓君）

ということは、入れるものを先に構えて、それから備蓄計画を立てるということで、
今は備蓄に対する計画はできてないということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

1年後になると思うんですけども、それまでに必要な部分について、担当課のほう
に指示を出して、少しでも多く備えるということについては努力してまいりたいと思
います。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

米とかの備蓄はともかく、スナック菓子とかビスケットとかいろいろあろうかと思いますが、これについては、多分消費期限とか賞味期限とかあると思うんですけども、この期間が来た場合に、入替えをされると思うんですけども、その賞味期限間近の分はもう廃棄処分にされておるんですか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいま質問のありました備蓄品の特に食べ物、それから水になると思うんですが、賞味期限に対する対応についてでありますけれど、基本的には、そのまま捨てるのではなく、保育所に配布したりとかしてあります。その他については、今期限前の、ちょっと正式な名前を忘れちゃったけど、引き取ってもらうような制度があると思うんですけど、そこにも過去呼びかけたことがあるんですけど、やっぱりいろいろ業者に受け取ってもらうのは制約があって、なかなか備蓄品は受け取ってもらえないということで、基本的には保育所で使っていただいたりとか、訓練等に試食というような形で使ったりとか、そういった形で今利用をさせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

消費期限の1年前とかぐらいに入替え準備をしていただいて、例えば自主防災組織にお配りして試食してもらおうとか、そういうふうなこういうものがあるんかというような認識づけをしていただけたらいかかかなと思いますが。そこら辺の考え方もどうなのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

処分、それから使い方については、いい方法だと思いますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問1、（5）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

命に関わるような病気をお持ちの方、今現在52.9%の方の支援計画ができておるといようなことでしたけども、これ去年の1月の新聞の切り抜きなんですけども、個別計画作成を促すということで、2021年に努力義務化されておるわけなんですけども、今鬼北町は52.9%ということで、まだ半分ほどなんですけども、どんどん命に関わるようなお年寄りさんが増えていくわけなので、なるべく早くこの個別計画を作成していただきたいと思います。

先ほどもあったように、計画的に作成されると、するといようなことでしたが、どういふうな来年度中にできるのか、はたまた2年後、3年後に計画的にできるのか、そこら辺確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの御質問でございますけど、議員御承知のとおり、防災担当部局と福祉担当部局等が共に連携をした上で、介護職員とか、民生児童委員等の協力を得ながら、自主防災組織や民生の避難行動要支援者の実態を把握した上で、随時名簿も更新をする必要があろうかと思っております。

議員が言われましたとおり、年々高齢化社会の進展に伴いまして、こういった方は徐々に増えてくるということも懸念をいたしております

鬼北町地域防災計画にうたっておりますこの要支援の方々の対象が、要介護認定の3から5を受けている人、そして身体障害者の1、2級の手帳を持っている方、そして療育手帳Aを所持するもので、4つ目に、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者ということがうたわれております。こういった観点からも、今後ますます増えていくものと考えております。

町といたしましても、52.9%という数字でございますけど、今後におきまして、1つの方策として、今月16日に高齢福祉部局と関係機関、ケアマネ、事業所等とワーキング部会を立ち上げまして、今後の作業工程について検討をするようにいたしております。

そういったことで、いつ災害が起こるか分からない状況でございますので、一日も早いこの計画策定を推進していかなければならないと考えておりますけど、この計画には、避難協力員というものが必ず必要になっております。そういった避難協力員のなかなか確保が難しいというところもございまして、そういったところを地元の民生

児童委員さんをお願いをしてマッチングをするというところで、ちょっとその辺りで時間がかかるということも御理解をいただきたいと思います。

そうした上で、災害の危険性、地域の実情に応じて優先順位というものも定めまして、要支援者からその重要度の高い人から避難計画を作成していくということも1つの方策であろうかと思いますが、いずれにいたしましても、いつ起こるか分からない災害に、分かりませんので、一日も早い作成をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、これ作る方の同意も必ず必要でございますので、私は要らないよという方も中にはおられると思いますので、なかなか100%にはならないのではなかろうかということも御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。これですね、私も悩んどるんですけども、名前は申し上げませんが、実は、20の市町で対象になる、名簿に登録する人口に対する割合がばらばらなんですよ。ということは、各市町によって助けが必要だという考え方のレベルが違うんだろうなということは、安易に予想できるんです。

例えば人口がうちの3分の1の町であってもですね。ここの支援をするところは倍の人数があつたりすると。じゃ、本当にその400人を助けられるのかといたら、その助けてもらえるような支援、協力先、今話しました支援者の人をしっかりとサポートしてあげないかん。その作業が、ここ2年でできると私は思っていないんですよ。うちの100人はそれをしっかりやってきとるという自負があるんですけども、これを200人するのは、1年間じゃできません。

1個1個していくのに、何かな、1人のおばあちゃんの薬がここにあり、ここには、大事なお財布があるということも全部チェックをしていきながら、それから、週に1回はこの病院に行きよるとか、その手続を全部民生委員さんとか、近所の方にそういうふうな情報を流して、それを御自分もそれを了解しながらやっていくのは、結構思ったよりは時間がかかるんじゃないかと私は思ってます。

ただ、本当に大地震のときに、この人は絶対助けようなというふうなところのレベルの人というか、絶対人の助けが必要なんじゃというところは、カバーしていかないかん。

これが1個、段階が終わった段階で、余力ができたときには、今度は多分うちはそのことをしていないやと思うんですけども、独居老人はもちろんいるじゃないですか。例

えぼうちの家みたいに、若い者がおるとこは、それはおるわけやから助けは要らんやないかというふうな判断で切られとる可能性が高いんですよ。となると、だけでも、昼間働きよったときに、地震があったときには助けてもらわないかん。じゃ、その部分を鬼北は今度はレベルを上げて助けてあげようというようなことを考えていかんといかんのじゃないかなと。

そのレベルを上げると、今の200人という対象者が400とか600になっていくんだらうな。それを例えば近隣の大きな市では、3,000人ぐらいやっとっても、今実際に登録か、ごめんなさい、作成済みが50人とか100人ぐらいで、6%しかできてないところもあるんですよ。

ですから、これが100%になったところもあるんですけども、じゃ、本当にそれをしっかりとサポートしてるぐらいのことを話できとるんかなと思ってですね。私、ちょっと不思議だと思うんですけども、うちの体制は110人しっかりやってもうとる。話を聞いて私も安心はしとるんですけども、100に近づけるように頑張りますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

今町長、課長のお話を聞いて、大変さは大変分かりました。

なかなか100%にはなりにくいのかなとは思いますが、この新聞によりますと、4市町では、作成を完了しとるというようなことも書いてあります。

最近のニュースを見ておりますと、支援者が1人よりも2人、2人よりも3人おるほうが確実に避難させるのも早いし、確実に命も助かるというようなデータが出るとというようなテレビ報道もありますが、そういうことなんで、難しいとは思いますが、できる範囲で迅速に作成していただいて、なるべく命が助かるようにしたいと思っておりますので、そこら辺の、今支援者は1人で考えられておられますか、2人ですか、3人ですか、そこら辺再度お聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

現在作成している避難協力員の中には、2人の体制の方もおられますし、1人の方もおられます。

避難支援によって、車椅子とか、そういったところも十分に配慮して、どうしても1人では難しいような場合には、必ず避難協力員2人体制ということをお願いいたしております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

それでは、末廣議員、質問1、（6）について再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

消防団については、団長が指令をすると。それと、自主防災組織と民生児童委員については、連携して避難、援助とかを行うということでしたけども、これは訓練とかは一度もされてないと思うんですけども、机上での連携しますということでは、なかなか連携も難しいんじゃないかなと思いますけども、訓練を実施して問題点を洗い出すようなことをしたほうが、実際の場合に有効なんじゃないかなと思いますけども、訓練とかをする予定はないのかお聞きしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの質問に対してですが、民生委員さんについては、直接訓練のほうは、実際のところできておりませんが、自主防災組織については、その方を中心に、議員さんも御承知のとおり、今防災訓練、各地区で持ち回りでやっておりますけれど、そのときに避難所の運営訓練ということで、自主防災組織の方を中心に訓練に参加していただいておりますので、そちらのほうで今のところ対応させていただいた状況です。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、再質問はありますか。

○5番（末廣 啓君）

ありません。

○町長（兵頭誠亀君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議席ナンバー2番、兵頭稔。

一般質問通告のとおり、2件質問いたします。

まず、第1問です。質問1、適正な水道料金について。

12月の定例会において、水道事業について質問を行ったが、水道料金の適正に欠けると思われるので、下記について問います。

（1）水道法第14条1項及び第2項第1号に、次のように規定されています。

「水道事業は、料金、給水装置工事費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2、前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

（1）料金が、効率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」

となっております。前回は、適正な料金であり、高くないと回答をいただきました。その根拠について伺います。

（2）前回、水道法施行規則について質問を行いました。法令規則は遵守していると回答されました。施行規則第12条第1項第4号で、料金が、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることとなっております。平成15年の料金改定時は、法律を遵守し均衡の保たれた料金だったと思うが、なぜその当時の料金が現在も同じなのかを伺います。

（3）前回、水道料金の算定プロセスを伺ったときの回答に、現在の料金は議会で議決されたと言われましたので、令和3年度の給水原価と給水単価を伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の適正な水道料金についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和4年第4回定例会において、現行の水道料金は適正な料金であ

り、高くないと回答した根拠について問うとの御質問であります。前回答弁いたしましたとおり、現行料金につきましては、水道料金改定理由・改定の基本方針を作成し、料金の算出根拠及び経常収支の概算、料金算出根拠年次明細書、財政収支計画表、料金収入・その他の収入の内訳書、人件費一覧表、減価償却費明細、企業債年次別返済額明細書等の資料を作成精査し、算定しており、その内容を議会で御説明申し上げた上で、議決をいただいております。適正な料金であると認識いたしております。

また、毎年度実施されます決算審査において、水道事業の経営成績、及び財政状態が正確であるか検証していただくとともに、予算の執行、財政の運営、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査委員に審査いただいておりますが、特段の指摘事項はありません。この結果も踏まえて、適正な料金で事業経営ができていると認識いたしております。

次に、2点目の平成15年の料金改定時は、法律を遵守し、均衡の保たれた料金だったと思うが、なぜその当時の料金が現在も同じなのかを問うとの御質問であります。現行料金につきましては、平成15年度から平成19年度までの5か年の財政収支計画に基づいて算定しておりますが、改定から20年近く財政の均衡が保たれており、改定の必要がなかったものと理解しております。

次に、3点目の令和3年度の給水原価と給水単価を伺うとの御質問であります。給水原価は193.1円。給水単価につきましては、供給単価のことではないかと思われませんが、供給単価につきましては、272.1円となっております。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

令和3年度の決算書の話なんですけど、キャッシュフローで2億8,000万近くの収入が挙がっております。そういった関係をそのまま資産のほうへ、資本金のほうへ運用されとるというふうな関係に持っていかれていると思うんですけど、流動資産のほうの預金関係に何で持っていかなかったのかなということの質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの御質問ですが、キャッシュフローの関係でございますが、キャッシュフローといいますのは、実際の現金の流れ、前回は説明いたしました、各支払い等に
応じて現金を支出していくわけですが、その残高が最終的に2億幾らかということ
でございますが、これにつきましては、キャッシュフローを見ていただいても分かり
ますように、この時点での残高は決算書のとおりでございますが、支払い、特に8月、
9月辺りの償還金を支払うときとか、また、そこに工事請負費の支払い、前払いとか
が重なっておりますときには、その額が6,000万ぐらいに落ちます。今現在で1
億を切っております。

前にも申し上げましたが、現金なので入ってくるのもあれば、出すということもあ
りますので、この決算時には、2億の金額がございますが、その1年間を通して上が
ったり下がったりしております。今流動比率のことを言われましたが、うちのこの現
金2億幾らありますが、これは平均的な流動比率の割合でいきますと、200%の流
動比率が必要だと言われておりますが、うちは100%しかありません。この2億幾
らかの現金といいますのは、そういう指標を基にしましたら、ほかの自治体と比べて
も極めて少ない現金となっております。

指標によりましては、これが300ないと、健全な経営ができませんよという指標
もあります。ということは、2億と言われましたが、実際に安定的な経営を求めると
ためには、これは4億あったほうがいいですよというふうなことになっております。

これは先ほど町長が答弁で申し上げました、決算審査の意見書においても、当町の
流動比率100%は低いというふうな御指摘を受けておりますので、その現金をもつ
てこの経営状態をどうにかするというふうな方法はございませんので、御理解いた
だけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今ほどの回答なんですが、3年度の関係の中で、前年度繰越利益剰余金1億1,3
00万というお金があります。こういったお金を料金のほうへ回せば、これ毎年この
同じような料金があるんですが、そのお金をずっと預金のほうに回さないでやってる
から流動比率が悪くなるんじゃないかなと思うんですよ。15年からずっと見ている
と、利益が毎年何千万、最近では9,200万です。だから、その利益をずっと蓄え
ておけば、4億も5億も10億もなっとんじゃないですか。その辺回答をお願いしま

す。

○町長（兵頭誠亀君）

詳しいわけではないんですけども、毎年の黒字分をしっかりと借金を払ってきておると。もし、それを積み立てよったら借金はどなたが払うんですかということなんですけども、兵頭議員が言われるのは、水道料金に、じゃ、そのときの人件費とか、実務としての備品、消耗品等だけを料金に当てればそれでいいのかもしれませんが、その水道料金の中には、償却資産として施設を整備した部分のその負の部分もちろんとしっかりと計算をして、20年、25年のスパンで計画をとるわけです。それを第3条のほうで、収入が出たからと。それは、もうどの市町でもやっとなんで、議員さん、どこぞよければですね。もっとしっかりと何かな。うちと同じ類似のところを検証していただいて、また新しいこういうふうなやり方もあるよと提案をしていただくならあれなんですけども、ただ一つ、議員さんが言われるのに、私が結果といいますか、思うのはですね。

例えば、町民の方々の経済といいますか、家庭が苦しいからそれを支援していこうということで、いろんな料金についてメスを入れるといいますか、付加をしていく、支援するという形で、例えば国保の料金に今は繰出金を出しておりますけども、これは法律でこれだけは出してもいいですよ、出すべきですよという法定内繰り出しなんですけども。それ以上に出されているところも全国には実際にいっぱいあるわけです。旧の日吉村も、旧の広見町もやったことはございません。それで、国保のほうをしっかりと支えてもらっておる。それは、なぜ、そこに繰り出しをしないかということ、鬼北と町民の中に、国保の会員以外の方もいらっしゃるからということなんです。

逆に、この水道料金については、基本的には、もう99%、町民の方ですから、議員さんが言われる、最終的な問題として、課題として、今の補助金といいますか、補助金を少し多めに一般会計から出すことはおかしくはないと思っています。

ただ、数十年前に計画をした部分で、しっかりと値上げもせずにやってもらっておる。それは1つの会計を独立をして頑張っておるということは、逆に、議員さんが認めていただきたいなと私は思っております。そこを訴えたいな。

確かに合併当時に、日吉の方から水道料金が高いという御不満があったことは、私も十分承知しております。ただ現在、愛媛県内においては、ほかの市町によってどんどん水道料金上がってるんですけども、鬼北町では一切上げてないということも御理解いただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今町長に回答いただきましたけど、鬼北町の水道料金は、20立方メートル使って5,090円なんです。今度、松山市は3,100円に上げるんです。同じ量を使って。今現在は2,700円なんです。西条市もそのようになっています。何で鬼北町はそれができないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

人口密集地やったらできると思いますけども、鬼北町の今の散在をした地域に全て水道を賄うためには、それだけの管が必要じゃないですか。それは当然、そこはそれぞれに上がっていくと私は認識しております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

多分人口密度のことを言われてると思うんですけど、松野町もそうなんです。久万高原町も鬼北町よりかは広くて、人口密度も少ないです。そこでも3,800円台で両方とも同じ20立方メートル使ってやっています。それができないというのは、やり方に問題があるんじゃないかなと私は思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

その当時、20数年前に、旧の広見町が統合簡易水道をするときに、それまでの施設を全てやり変えとるわけですよ。その資本投資というものは、やっぱり100年スパンの中では、このときに一気に上がってくるのは、もうしようがないと私は思っています。

それを10年、20年のスパンで、あんたところは高いやないかと言われても、それはどうしてもそうなるんじゃないかなと私は思っています。

ほかの市町も大きな水道の工事をしたときには、やはり上げざるを得ないところもあるんじゃないでしょうか、私はそう思っています。

○2番（兵頭 稔君）

平成15年に40億の借金をしています。現在17億まで借金下がっております。15年当時は、1億1,000万の金利を払ってたんですけど、今現在は3,700万になっております。その分の差額というのは、水道事業の利益と計算していいと思うんです。その分を積み立てた分を私は貯金のほうへ回したら、流動比率も300も400もになっているんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○2番（兵頭 稔君）

要らないです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

（2）の部分なんですけど、今言ったように、さっき言ったように、平成15年に40億の借金があった場合のと、毎年毎年2億ずつ支払ってます。その分で、純利益が毎年数千万ずつ増えているんですよ。だから3年ぐらいたったら、その当時やっぱり水道料金をこれぐらいに下げたらいいんじゃないかなということを広見町時代にやるべきじゃなかったのかと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りますか。

○2番（兵頭 稔君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

給水原価が193円ということだったんですが、給水じゃなしに、実際支払っている町民が支払っている原価は、1立方メートル272円ということで、その差額80円ぐらいあるんですが、これをできれば給水じゃなしに、供給原価、供給単価を200円ぐらいで計算すればいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの供給単価及び給水原価についての御質問でございますが、給水原価193.1円/立方メートルとなっておりますが、これは議員御承知のとおり、有収水量1立方メートル当たりについてどれだけの費用がかかっているかというのを示す指標

であります。

これにつきましては、決算書の数字に基づきまして、水道の事業費をこれから長期前受金を引いたものから有収水量93万4,425立方メートルで割っております。

この給水原価、当該指標につきましては、明確な数値の基準というものはないとされております。したがって、この数値につきましては、経年比較、当町の経年比較、もしくは類似団体の比較によって、自分ところの団体が置かれております現状というものを把握分析する数値ではないかということでございます。

また、供給単価272.1円につきましては、有収水量1立方メートル当たりの収益でございます。当町におきましては、2億5,427万2,650円を有収水量の93万4,425立方メートルで割っております。

先ほど金額のことを言われましたが、これは先ほど説明しましたように、指標でございます。この数字が高い低いでどうなんですかというのをなかなか判断するのは難しいことであると思います。

先ほど申し上げましたように、類似団体との比較等で自分の自治体の置かれている状況を判断する数値であると認識しております。これにつきましては、全国の自治体の経営比較分析表というのがございます。経営比較分析表につきましては、経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率、企業債残高給水比率、料金回収比率、そして今の給水原価等々様々な指標、これを日本全国の水道事業を行っております自治体がホームページのほうに出しておりますので、当町の分析結果も令和3年度につきましては、愛媛県のホームページから入ってもらいまして、鬼北町、そして水道事業で、そこに記載されております。

そこには全国平均もございまして、また類似団体、この類似団体といいますのは、総務省がこの指標をデータを集めた結果、ここが類似団体だろうというところで決めた団体ですので、どこが当てはまるかは分かりませんが、その規模に応じて類似団体の比較をしております。

その比較をした結果、数的に高い低いはございますが、総合的な判断といたしましては、バランスが取れているという結果になっておりますので、先ほどの数字の金額の御質問等ございましたが、先ほど給水原価とか供給単価の指標の数値的には、問題がある数字ではないと認識しておりますので、御理解いただけたらと思います。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど質問1でしたんですけど、適正な料金の中に、公正妥当なものであることということで書いてあるんですね。それに該当するかどうかをちょっとお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

公正妥当の本来の意味が、どこまでが公正で妥当なのか。何をもって公正妥当なのかというのは、なかなか説明するのは、私のほうも説明しにくいんですが、私の中で公正妥当であると言い切れますのは、先ほどの町長の答弁のとおり、この平成15年に改定いたしました料金につきましては、様々な資料、当時の状況を踏まえて、計算したものを当時の議会に提出して議決を得ております。これをもって、まず公平妥当だと。

そして、その後、また町長の答弁にもありましたが、それから毎年度、水道事業会計につきましては、7月に決算審査を行っております。これにつきましては、2名の監査委員さんによって、決算書を基に水道事業の現状を審査していただいておりますが、それにつきましても、答弁にあったように、特段の指摘事項等はございません。これをもちまして、公正妥当と判断しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほどから他の自治体の話が出ておるんですけど、ちょっと私、他の自治体の資料も預かってきて、ちょっとこれ見ているんですけど、他の自治体では、給水原価92円なんですよ。供給単価102円です。これで純利益3,000万ぐらいは上がります。

だから、そういったところもあるんで、やっぱりもう少し勉強していただいて、この給水原価と供給単価の差をやっぱ1点、1割ぐらい増しで、毎年、3年に1回ぐらいでいいですから検討をして、議会にこれぐらいでどうでしょうかという水道料金を出していただいたらいいんじゃないかなと思います。

以上で質問1を終わります。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○2番（兵頭 稔君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問 1 については終了します。

続いて、兵頭議員、質問 2 について質問を行ってください。

○ 2 番（兵頭 稔君）

質問 2、救急体制について。

少子高齢化により、救急車の出動も多くあると思われるので、下記について伺います。

(1) 西予市は、准救急隊員を導入し、合併前の旧町ごとに准隊員及び救急車を配置しているが、消防署からの遠隔地における救急車の現地到着時間を短縮するため、鬼北町も構成団体として広域事務組合に対して准救急隊員の導入を要望する考えはないか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第 2 番目の救急体制についての御質問にお答えをいたします。

西予市は、准救急隊員を導入し、合併前の旧町ごとに准隊員及び救急車を配置しているが、鬼北町も構成団体として広域事務組合に対して、准救急隊員の導入を要望する考えはないかとの御質問であります。救急隊は、365日、24時間、119番通報があれば、いつでも出動可能な状態でなければなりません。近年の人口減少、厳しい財政状況などにより、平日の夜間は救急隊を配置できないといった救急業務の空白地域を解消すること、また、救急業務の空白地域の発生を予防することを目的として、准救急隊員制度が導入されたところであります。

本町には、現在のところ、救急業務の空白地域はなく、現場到着所要時間に差異はあるものの、適正に運用されているものと認識いたしております。

また、消防庁に定める消防力の整備指針によりますと、救急自動車の配置基準は、人口10万人以下の市町村にあつては、おおむね人口2万人ごとに1台を基準とすると定義されております。

鬼北消防署の管轄区域の人口は、令和4年4月1日現在で1万5,070人で、配置基準からすると、本来であれば1台の配備であります。山間部・高齢化の状況等地域の事情を勘案して、2台の救急自動車が配備されている状況でございます。

また、山間部での事故等の緊急時には、救急搬送の1つの手段として、愛媛県ドクターヘリコプター及び愛媛県消防防災ヘリコプターの出動も要請し、救急自動車と町

立病院・診療所等の医療機関が連携しながら、現場対応を行っていただいております。

鬼北町においては、准救急隊員の導入について、現在配置基準以上の救急自動車が配備されており、要望する状況ではないと考えております。

しかしながら、消防本部の管轄区域には、鬼北町内の地域よりも、地理的にも条件の悪い地域が数多く存在していることから、遠隔地の救急体制の在り方については、今後、宇和島地区広域事務組合の構成市町で慎重に協議・検討する必要があると、事案であると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問2について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

日吉地区の山間部は、約1時間ぐらいかかるんじゃないかなと思います。救急車を呼ぶと。その辺もありますので、ぜひ検討をいただけたらありがたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（芝 照雄君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

再開を10時40分とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員、時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、第3次鬼北町男女共同参画基本計画について。

鬼北町は、平成19年3月20日に制定した鬼北町男女共同参画推進条例に基づき、

男女共同参画推進施策を総合的に実施するため、基本計画を策定しました。

第3次鬼北町男女共同参画基本計画については、平成31年度からおおむね5年間として策定されましたが、次のことについて質問します。

(1) 男女共同参画という言葉の認知度は、100%に近づいたのかを問います。

(2) 町民意識調査から「家事」「育児」「介護」では、男性が優遇されているとの認識が強い結果となっています。本基本計画にある男性の家事・育児参画の促進、家庭における意識の醸成、育児介護に携わる住民の負担軽減に向けた支援制度や、サービスの普及啓発は図られたのかを問います。

(3) 役場が町内企業等に率先して職場における男女共同参画のモデルとなるため、男女共同参画室を設置して、庁内の男女共同参画推進の連絡網を整備し、総合的に男女共同参画推進施策を実施する考えはないかを問います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の第3次鬼北町男女共同参画基本計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の男女共同参画という言葉の認知度は100%に近づいたかとの御質問であります。現行の第3次鬼北町男女共同参画基本計画の策定に当たり、平成30年度に実施をいたしました町民意識調査によると、男女共同参画という言葉の認知度については、66.2%であり、認知度100%を現計画における令和5年度の数値目標に掲げ、取り組んできたところでございます。

現計画につきましては、令和5年度に見直しを行うもので、現在、計画見直しに係る町民意識調査を実施しているところであり、男女共同参画という言葉の認知度の検証結果を含め、計画に掲げる各目標の達成度や意識調査の結果につきましては、次期計画において報告・公表させていただく予定としております。

次に、2点目の本基本計画にある男性の家事・育児参画の促進、家庭における意識の醸成、育児・介護に携わる住民の負担軽減に向けた支援制度やサービスの普及啓発は図られたかとの御質問についてであります。乳幼児健診におけるアンケート結果では、父親が育児に参加しているとの回答が94.4%を占め、男性の育児への参画、互いを尊重し支え合う意識は、おおむね浸透してきているものを感じているところであります。

男性の料理教室やパパママ学級など、子育て世代包括支援センターを中心とした伴走型事業を継続し、男性の家事・育児の参画促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、要介護者のいる家庭におきましては、男女問わず、その介護負担の軽減が求められているところであり、介護者個々の状況や意向を丁寧に聞いた上で、介護者の心身の休息につながるサービスの提案に努めるとともに、デイサービスやショートステイなどの施設サービスの利用を図り、介護者の負担軽減に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の役場が町内企業等に率先し、職場における男女共同参画のモデルとなるため、男女共同参画室を設置して、庁内の男女共同参画推進の連絡網を整備し、総合的に男女共同参画推進施策を実施する考えはないかとの御質問についてであります。男女共同参画の推進につきましては、各部署の相談支援体制を生かしつつ、既存事業の充実、連携を図りながら、各施策を展開したいと考えているところであり、現在のところ、室の設置等は予定はしておりません。

議員御指摘の総合的な推進施策、分野にとらわれない重層的な支援事業の在り方についても、関係課を交えて、協議を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

男女共同参画という言葉の認知度についての質問だったんですが、町長言われたように、先の町民意識調査1,000人に回答を求めて422人という、回答率低い結果なんですが、そこで、この質問、内容まで知っている10%、42人の10%。名前を見聞きしたことがある程度、56.2%、合わせて先ほどあったように66.2%という数値になっております。名前は見聞きしたことある程度が237人、知らなかったが120人の28.4%ということで、あれから4年ほどたったわけですが、今、再度調査をしているからということなんですが、認知度が低いから、66%を一気に5年間で100%という数値目標を立てられたと思うわけなんですが、現状での感触としてはどうなのか、再度質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど中山議員の御質問でございますが、町長の答弁にもございましたように、現在、意識調査を実施している最中でございますが、正確な数値等については、まだ分からない部分がございますが、感触としてどうかというような御質問であったかと思えます。

国・県等につきましても、断続的に啓発をさせていただいている中、町におきましても、配布物等を配布しまして、意識の醸成等を図ってきた部分がございますが、そういった部分を考えますと、5年前の数値よりも向上しているのではないかというような感触は持っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

本計画で今の男女共同参画という言葉の認知度から、あと9つ、10ほど数値目標を挙げられております。その中の1つに入っております。それで毎年、施策の成果等で報告がある部分もありますし、ない部分もあるということになっています。それで認知度については、毎年の報告はありません。

啓発はしているという課長の答弁なんですが、少しは上がっているという答弁なんですが、数値目標を挙げている以上、毎年報告するような形にもなっていると思えますので、どういう形で把握するのかも検討していただいて、もう最終年度、5年度になるわけなんですから、今の現状を十分把握されて、取組をされるようお願いしたいんですが、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問ですが、議員がおっしゃるとおり、毎年度の変動等を毎年度の調査によって把握をするということも重要かとは思いますが、共同参画の推進に当たりましては、当然意識改革の啓発であるとか、社会構造上の部分について長期的な施策を展開した上で、最終的にどうであったかということを検証するということを考えますと、現状、隔年計画を策定する前の1年前にどういうふうに意識が変わってきたかというのを5年ごとに調査をさせていただいているということをしてもらっております。

中山議員がおっしゃった、数値目標、確かに10項目挙げさせてもらっておりまして、その中の1つが言葉の認識度を100%に近づけるというような目標を立てておりますので、次回の計画策定時における目標の設定のときには、そこら辺、中山さんがおっしゃられた部分も、検討した上で、策定のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

（2）の関係で、家事、育児、介護では、男性が優遇されているとの認識が強い。このことについて、先ほどの答弁で家事、育児の推進はかなり進んでいるような答弁であったかと思えます。この今言いました、男性が優遇されているとの認識が強いと、これについて家庭における意識の醸成、これについての取組はどのようなことをされたのか再度質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問の家庭においてどのような取組をしてきたのかというような御質問でございますが、先ほどの答弁にもございましたように、家事、育児等につきましては子育て分野の包括支援センターが中心となって各施策事業を取り組んできたところでございます。

パパママ学級や男性を対象にした料理教室等におきまして、男性の意識の醸成及び家庭での負担軽減等を図っていただくようなことで取り組んできたところでございます。

また、担当部署で育児相談等も定期的に行っている部分がございますが、お母さんだけの出席ではなくて、夫婦で御出席をいただいて、それぞれの悩み、支え合いの仕方を相談をしていただくというようなことで取り組んできているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

ありませんか。

○4番（中山定則君）

この計画書においては、30ページで、具体的な取組として、家庭における意識の醸成の中で、父母、祖父母を対象に、家事、育児、介護での役割分担について啓発を行いますということ今の説明だったと思うんですが、鬼北町男女共同参画推進条例にもありますように、性別による固定的差別的な役割分担意識や、それに基づいた社会慣行など男女共同参画社会の実現を妨げる要因は、依然として根強く残っている。このことを解決する必要があると思うわけなんですが、その中で、この計画書には、具体的な取組はそれだけになっています。ということで、今言った、この社会的慣行という部分がまだ残っていると私は感じているんですが、その辺の5年前に比べてどうなのかについて再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

行政としてですね、そこに明記をしとる部分だけではなしに、各課の施策としてもそこはやっていかなきゃいけないといえますか、家庭の中のそれぞれの地位の向上というものを、それぞれの施策に展開していく、1つの例が、議員そこは分かっていたきたいのは統合保育所であります。これの言ったら何かな、宇和島の方面、西予方面にお勤めの方のために、朝早くするから、少し遅くまで保育、預かると、それに土日の保育を預かる、そこら辺りで女性の方がパートであったのが正職員になれる可能性が出てくると、それを複数のお母さん方から私は伺っております。それも1つの地位向上であるんじゃないかなと。

ただ、これまでの私の認識が甘かったんですけども、男女共同参画の中の今までの目標といいますか、1つのお題目というのが、家庭内と社会での地位の向上というものをよく言われよったんですけども、今日は、多分御承知のとおり、国際女性デーでありまして、いろんなイベント等が行われているようでありまして、そのタイトルが、「ジェンダー平等のためのイノベーションとテクノロジー」と書いてあるんですよ。もうその地位の向上というよりは、それぞれの女性の方々の個性をしっかりと受けとめなければならぬ世界をつくりましょうということが多分言っているんだらうな。それをIT技術といえますか、デジタル社会の中で浸透していかうと。そこまで男女共同参画の中でうたい込まなければならないのかということ今朝

も悩みよったんですけども、やはり世界の情勢といいますか、女性の立場というものをしっかり見なければならぬよという風潮といいますか、それをつかんでおかなければいかんなどということを勉強させられたところでございます。

行政としては、先ほど申し上げましたように、一つひとつ何かな、女性の立場というものを向上させるような形に施策を持っていかんかんとというようなところで、私は、統合保育所についても、その部分については十分考えて施策を展開したつもりではございます。それが実証として1つはあると認識をいたしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは中山議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

平成11年、男女共同参画基本法が制定され、その後、鬼北町平成19年に男女共同参画推進条例を制定し、それに基づいて、条例に基づいて基本計画を立て、現在に至っておるわけなんですけど、第2次男女共同参画計画での成果について、女性の就業率の向上や、仕事と育児の両立や、女性の再就職支援など行って、その結果として、少しずつ着実に男女共同参画の歩みが進んでいるという結果という結果がこの第3次の基本計画に大きく載っております。

第3次の基本計画ができたときに、2019年6月の広報ひろみで基本計画を策定しました。次のページには、4つの基本目標を掲げて出されました。それが2019年の計画を6月号に出された。その後、広報等での企画とか、そういうものをもう4年が終わろうとするんですけど、見かけてないような気がします。

それと、本計画の基本目標を今4つ掲げていると言いましたが、その1から3については、鬼北町女性活躍推進計画として位置づけられております。

それで、なかなか少しずつではなくて強力に進める必要があると思います。それで、私が提案というか、意見を伺いたかったのは、室を設置して、目に見える形での推進が必要なんではないかということで、再度、町長に質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

室の設置そのものについては、今すぐにといいものはできないというような答弁を

させていただきました。

ただ、ここ数年の違いというのを分かっていたきたいのは、担当のほうは、この計画というものを業者さんに任せずに自分たちでつくっておるところが、今までの鬼北町では考えられなかったところでありまして、前回、今回についても、できる部分は全て自分たちで計画をつくっていこうということで、第三者の業者さんにはお願いせずに自分たちでつくっていこう、そこら辺りの取組については御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○4番（中山定則君）

それでは、今この男女共同参画に係る業務を企画振興課が担当課だと思うんですが、何名で担当されているのかについて伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

主務者は1人、担当者がおりまして、そちらのほうで現在ちょうど意識調査をさせていただいているんですけど、そちらの取りまとめ等も行っているところでございます。

ただ、ほかにも職員がおりますので、数名手伝いをしながらやらせていただいているということで、1人だけでその任務を担うというわけではなくて、協力し合いながらやらせていただくというものでございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

この計画書を実現するには、1人、複数で、やはり専任してやる必要があると思うんですよ。再度町長に、専任職員を置いて男女共同参画を強く進めていく必要があると思いますし、今日の新聞にありましたように、女性職員の登用も含め、そういう検討ができないか再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

結構思いは太いんだというふうに申し上げてもですね。新聞に書かれておりますとおり、行政での今の状況を見ますと、鬼北町においても認識が甘いと言われても申し開きが立たない状況なんでありましょう。そこは反省するところは反省しなければならないと思っております。

専任に近いといいますか。もっともっと中身を精査して必要な部分については、職員の配置についても考えなきゃならないなと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員の質問1については終了します。

続きまして、中山議員、質問2について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、入札について。

鬼北町は、平成31年4月、町発注工事入札を巡る官製談合防止法違反等による令和3年7月の町職員逮捕を受けて、再発防止策として職員研修等を行いました。

次のことについて質問いたします。

(1) 令和4年度は、再発防止のための職員研修は行われたか。また、来年度以降も計画的にこのことについて職員研修を実施する考えがあるのかどうか伺います。

(2) 工事入札に係る予定価格は、入札執行前に公表できるように、契約規則を改正し、令和3年10月1日から執行しています。予定価格の事前公表による弊害は生じていないのかを質問いたします。

(3) 令和4年4月1日から電子入札を開始されましたが、次のことについて問います。

①建設工事、建設工事に関する調査、測量、設計等業務の全ての入札を電子入札で行ったか。また、紙入札での入札参加者はなかったか。

②電子入札を開始したことにより、入札契約事務量は増えていないか。また、二重のチェックなどで適正な事務処理を確保する人員体制となっているのかについて質問いたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の入札についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和4年度は、再発防止のための職員研修を行ったか、また、来年度以降も計画的に職員研修を実施する考えはあるかとの御質問ですが、令和4年度は、えひめ電子入札システム導入年度であり、このための操作研修を実施し、入札情報を担当者以外が入手できないよう徹底するとともに、予算執行方針説明会、そして新規採用職員研修などの機会を捉え、再発防止研修を実施したところであります。来年度以降も計画的に職員研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の予定価格の事前公表により弊害は生じていないかとの御質問にお答えをいたします。

事前公表した建設工事、建設工事に関する調査・測量、設計等業務において、令和5年2月28日現在、落札率は97.81%でありました。事前公表前の令和3年度は97.97%でしたので、予定価格を事前公表することによって、高止まりするのではないかと危惧をしておりました落札率につきましては、現在のところ、その影響は際立って現れている状況ではないと認識いたしております。

次に、3点目、①の建設工事、建設工事に関する調査・測量、設計等業務の全ての入札を電子入札で行ったか、また、紙入札での入札参加者はあったのかとの御質問ですが、令和5年2月28日現在、建設工事に係る入札61件、建設工事に関する調査・測量、設計等業務に係る入札11件につきましては、全て電子入札で実施いたしました。また、紙入札による入札参加者は、年度当初において、数社ありましたが、現在はほとんどの業者が電子入札により入札いただいております。

3点目、②の電子入札を開始したことにより入札契約事務量は増えていないか、また、二重チェックなどで適正な事務処理を確保する人員体制となっているかとの御質問ですが、指名競争入札において、電子入札ができない業者には、文書による指名通知を郵送しておりますが、ほとんどの業者が、電子入札に御理解・御協力をいただいておりますので、担当課からは、特に入札契約事務量が過大になっていることはないと報告を受けております。

また、チェック体制につきましては、複数の職員で確認を実施しており、適正な入札執行ができていないと認識いたしております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

令和4年度の研修内容について、先ほどの答弁では、電子入札制度の研修等ではあ

ったわけなんです、職員の倫理意識、法令遵守。そういう部分。それと、入札契約制度の概要とか、官製談合防止法の研修、特に入札に関する適正な業務の内容、あるいは内部統制体制の整備、そういう部分の研修内容、研修はされなかったのか再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

研修につきましては、今ほど議員言われましたように、入札契約関係全般、それから契約規則、法令遵守等、予算執行方針説明会の折、それから新採職員研修のときに1コマ、そういうコマを設けて、研修を実施いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

来年度以降も、当面それも入札、予算執行説明会と新採研修ですか、今言われた、総務財政課長言われた、それだけの研修なのか再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

今現在のところ予定しておりますのは、4月早々に予算執行方針説明会及び新採職員研修会がありますので、そちらでは研修を行うような予定をしておりますが、それ以降については、現在のところ、未定となっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

この件については、やはり内部統制体制を整備していくための研修が必要になってくると思うので、やはり計画的に行うべきだと考えるのですが、再度、適正な全てにわたって公正適正な業務執行ができるために計画的に研修を進めていく考えはないか、町長のほうにお伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

職員に全てしっかりとやっていくというのが大前提でありますけれども、私、今年

度だけで職員のほうに研修をどんどんやってくれと、人権研修、それから入札、男女共同参画、それからパワハラ、個人情報保護、こころ辺り法律がどんどんできる、また改正されたものについて、職員にはその分についてよく把握をしてくれという指示を出して研修を行っております。

もう月に1回どんどん研修といますか、時間を取ることはなかなか難しいものですから、全てうまくいってないというのが実情でありますけれども、入札については、ああいうこともありましたので、本当に悔しい思いをしておりますので、より時間を取ってやらなければならない1つだと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

（2）の先ほどの答弁ですと、予定価格の事前公表による弊害は生じていないということでもいいのか。

それと、予定価格による公表の弊害、先ほど町長言われたんですが、落札価格が高止まりになっていないということなんですが、97%台というのは、以前も97、今年も97.何ぼということに変動がないということです。

高止まりというところが、ちょっと分からない数字なんですが、そのほかの弊害、建設業者の見積もり努力を損なう。入札談合を容易に行われる可能性がある。低入札価格調査の基準価額、または最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様な弊害を生じていると言われていた点についても、弊害はないということでもいいのか再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今言われたようなことが、予想というか、予測されないとも限らないから、うちは事後公表にしとったわけです。ああいう問題があったわけですから、それを全部回避することということじゃなしに、それは役場だけが節制できるものではないと。民間の方々の御協力が要るわけでありますから、それを全部、弊害というふうなことがなかったというふうに、行政側のほうから全部言えることがこの場で言えるでしょうか。

そこはもう少し御理解いただけたらなというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

入札、電子入札を導入されて、現在では、紙入札はほとんどないということもあり、1番、2番、①②の話なんですけど、入札契約事務が増えていない、過大になっていないという答弁であったかと思いますが、電子入札において、鬼北町電子入札運用基準を見ますと、ちょっと質問の項目には挙げてなかったんですけど、入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができるというような入札運用基準の中に、開札のところではありますが、実際にこれはあったのか。

それと、入札時の過大になっていないということなんですけど、この電子入札を行うことによって、ほかの電子入札を行わない業務の入札日の設定もしなければならぬ、そういう部分も含めて、入札に係る日数が相当増えたのではないかと想像するのですが、その辺も含めて、複数でチェックされているので、2名以上が担当されているというのは想像できるんですけど、3名なり4名なりで対応されているのか分からないんですけど、適正な事務処理ができていないということであるのかについて再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

電子入札が始まってからの入札立会いは、現在までのところありません。実績はありません。

それから、電子入札をすることによって、電子でない入札もやるので日数が増えたのではないかということなんですけど、月に2回入札をしております、前半に電子入札、工事及び工事に係るコンサル、それから、物品委託につきましては、月後半に実際に業者さんに来てもらう入札を行っております。

事務量につきましては、電子入札になったことで、入札通知を各事業者さんに出す必要がなくなっておりますので、コピーしたり封筒に詰めたりとかいった事務は減っ

ております。それから、一部紙で入札される業者さんはあるんですけど、それは、こちらで電子入札をする必要があるんですが、担当職員、それから私、それから副町長でチェックをかけております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で中山議員の質問は終わります。

次に、3番、高橋聖子議員の一般質問を一問一答方式で行います。

高橋議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1についての質問を行ってください。

○3番（高橋聖子君）

議席番号3番、高橋聖子です。

先に通告いたしましたとおり、2件、質問させていただきます。

質問1、犬・猫問題に対する行政の取組について質問いたします。

今、愛媛県では、引き取られた犬・猫9割が殺処分をされています。また、野良犬・猫、外飼い猫に対する苦情も多く寄せられています。このまま望まれない命を共存しながら減らすための鬼北町の取組をお伺いします。

(1) 鬼北町内の犬・猫の引取りの状況についてお伺いします。

(2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助金の利用状況について伺います。

(3) 犬、または猫の不妊去勢手術費補助金の利用状況についてお伺いします。

(4) 愛媛県の補助金が令和4年度で終了しますが、5年度以降の鬼北町の単独の補助金等の予定はないかお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、高橋聖子議員の第1番目の犬・猫問題に対する行政の取組についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町内の犬・猫の引取りの状況についてとの御質問であります。家で飼われている飼い犬・飼い猫につきましては、令和元年度から令和3年度までの

3年間には、引取りはありませんでしたが、迷い犬・野良猫については、3年間で犬6頭と猫10匹を引き取っております。

高橋議員の御指摘のとおり、犬や猫に対する住民からの様々な苦情などが寄せられておりますが、その中には、捕獲依頼もあり、係留されていない犬の場合は、狂犬病予防法により捕獲引取りをしております。その一方で、猫の場合は、動物愛護管理法により、駆除目的での捕獲・引取りは認められておりませんので、捕獲や引取りの依頼がありましたら、その理由や状況などを確認し、個々に対応をさせていただいております。

次に、2点目の飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金の利用状況について問うとの御質問であります。当該補助事業は、令和2年度から3年間の限定付補助事業として、飼い主のいない猫の自然繁殖の抑制、並びにこれらの猫による生活環境に対する被害及び迷惑の未然防止を図ることを目的として、手術費用の全額を補助するものであります。その利用状況につきましては、令和2年度は47件、すみません、雄雌要りますか。大丈夫。

○3番（高橋聖子君）

お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

雄16匹、雌31匹、補助金の額で76万2,000円。令和3年度は42件、雄14匹、雌28匹で、補助金額73万1,000円。令和4年度については、現在29件の申請を受け付けております。2年間の1件当たりの手術費は、最低額が8,800円、最高額が2万3,300円でございます。

次に、3点目の犬、または猫の不妊去勢手術費補助金の利用状況について伺うとの御質問であります。当該補助事業は、平成24年度から実施している事業でありまして、町内において犬、または猫を所有し、飼養している者に対して、不必要な繁殖、並びに周囲に対する危害及び迷惑の未然防止を図ることを目的として、手術費用の一部3,000円を補助するものであります。その利用状況につきましては、令和元年度は29件、犬1頭、猫28匹で補助金額8万7,000円。令和2年度は37件、犬6頭、猫31匹で補助金額11万1,000円。令和3年度は30件、犬5頭、猫25匹で補助金9万円。令和4年度については、現在30件の申請を受け付けております。

次に、4点目の愛媛県の補助金が令和4年で終了するが、5年度以降の鬼北町単独の補助金等の予定はないか伺うとの御質問であります。愛媛県は、動物の収容数削

減のため、令和2年度から県内各市町が猫の繁殖制限措置として支出した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付しているところでもあります。

鬼北町は、令和2年度に26万3,000円、令和3年度に20万9,000円の補助金の交付を受けておりますが、高橋議員の御指摘のとおり、残念ながら令和4年度をもって当該補助事業が終了されることになりました。

しかしながら、野良犬・野良猫の自然繁殖を抑制し、生活環境に対する被害及び迷惑未然防止を図る取組は、今後も継続して行っていく必要があることから、鬼北町においては、令和5年度当初予算におきましても、町単独事業で、犬、または猫の不妊去勢手術補助金として上限3,000円、30件の予算額9万円を計上いたしております。また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金につきましては、令和2年度から令和4年度の3年間の補助事業としておりましたが、住民からの継続要望も多いことから、同様の内容で、手術費の全額補助として予算額66万円を計上いたしております。

今後も引き続き、犬・猫の自然繁殖防止対策を推進しながら、住民の生活環境への被害軽減やトラブル防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、高橋聖子議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

町のほうでの捕獲依頼のことなんですが、単独で対応されているということなんですが、猫に対しては、漏れ伝わってくることなんですが、山の中に捨てればいいのか、町のごみの袋に入れて出せとか、そういうふうな対応をされているというのをちょっと耳に挟んだんですが、その点の職員の方の意識に対してどう指導されているかということをお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今ほどの高橋議員の猫に対する引取りの町の対応ということでございますが、先ほど町長の答弁にあったように、犬に対しましては、狂犬病予防法がございまして、依頼があれば当然捕獲をしています。

猫に対しましては、当然先ほど言ったように、動物愛護管理法というのがあります

て、例えば家の裏とかのところで猫がたくさんいるので駆除してもらえないかということですが、愛護法の法律によりまして、そういう虐待とか、そういうことに関してはできないということで、した場合も厳しい罰則というものがございまして、町にそういう捕獲の依頼がありましたら、答弁のとおり、捕獲はできないというようなことで対応しています。

当然、動物、猫につきましては、自活活動ができるということでございますので、そういった問合せがございましたら、申し訳ないんですけど、生活環境もございまして、よそに逃すとかいう方法で対応していただきたいということで対応しています。

なお、愛護法の法律でもありますが、当然いろんな問合せもございまして。そういったときには、県のこちらで言うと、宇和島の保健所と協働しながら、連携しながら、その対応につきましては、個々に対応させていただくということで対応しています。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、高橋議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

（2）ですが、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金に対してですが、このことに関しまして、この手術をした猫の耳にV字の切り目を入れまして、さくら猫と呼びまして地域猫にする活動というのが行われておりますが、鬼北町内でこのボランティア、個人なり団体でされている方の把握はされていますでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今ほどの耳カット、さくらカットというんですが、それを取り組まれている地域猫とか、団体があるかという御質問なんですけれども、鬼北町におきましても、この令和2年度からこの事業をスタートしたんですけれども、そこの中に、組単位で実施されている団体が数組あります。それとは別に、団体として、それを以前から取り組まれている自治体があります。当然、ここで資料は名前はあるんですけれども、ちょっと公表するかに対しては、ちょっと公表ができないということで御理解をお願い

します。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、高橋議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

先ほど町長が、5年度以降も継続してやっていただけるということで、非常に安心しております。

鬼北町では、ペットフード工場の建設が予定されております。ペットに優しい町でつくるペットフードということで、犬・猫殺処分を目指す町の取組に関しまして、町長はどう考えておられるかお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

私自身も反省せないかんのですけども、やっぱり私らよりも上の世代の方は、犬とか猫については、家で飼いよるよというぐらいの認識、私も含めなんですけども、やはり現在飼われてる方は、やはり独居老人の方も含めまして、家族として犬も猫も飼って大切にしていращやる。その密着といいますか、愛を含んだ部分については、行政も今までとは違った形のものが必要なんじゃないかなと思います。

ただ、町民の方々が困っているエリアがあって、そこについては、しっかりと地域猫といいますか、駆除も含めまして、せないかんなどいうところですね、ここに対する部分、3年して集中してと言ったんですけども、もう少し浸透さそうということで、長引きますけども、今の段階で鬼北町においては、野良猫・野良犬をこれ以上もう増やさないように、しっかりとしていくべきじゃないかというような提案で今回予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、高橋議員、質問2について質問を行ってください。

○3番（高橋聖子君）

質問2、諸物価高騰に対応した学校給食の保護者負担軽減に向けた取組について質問いたします。

諸物価高騰の折、子育て世帯の家計も逼迫している状況です。鬼北町では、低額で栄養のある給食を提供するために努力されていると思いますが、食材、光熱費の値上がりにより維持するのが難しくなっていることと思います。

町では、給食費値上げを回避する対策を今取られているのかどうかお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、高橋聖子議員の第2番目の諸物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

現在、鬼北町内の小・中学校の学校給食費につきましては、1食当たり小学生が240円、中学生が270円とし、保護者の方から徴収させていただいております。

学校給食費につきましては、平成26年度に消費税率が8%に上げられたことを起因として、小学生が225円、中学生が250円であったものを、小学生240円、中学生270円と改定し、現在に至っております。現行の学校給食費に改定して以降、食材価格が上昇する中、献立の工夫や低廉な食材の購入等、様々な努力と工夫により、給食費を据え置き、県内でも低価格な学校給食を提供をし続けてまいりました。

学校給食運営委員会では、町からの学校給食費に対する補助金として、特別栽培米購入事業補助金50万円と、食育推進事業補助金100万円の補助を受け、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を原資とした100万円の追加補助もあって、合計250万円の補助金を活用し、学校給食の運営を行ってきたところであります。

しかしながら、ウクライナ情勢や世界的なエネルギー関係費の高騰、円安等を起因

として様々な物の値段の高騰が続く中で、令和5年度からは、新型コロナウイルス感染症対応の地域創生臨時交付金を原資とした100万円の補助がなくなることとなっており、現在の給食費では、町内の児童生徒たちに栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を提供することが難しい状況となっております。

そこで、町では、保護者の方から徴収する給食費を値上げすることなく、学校給食の運営を続けていくことができるように、現在の特別栽培米購入事業補助金50万円、食育推進事業補助金100万円に加えて、新たに、町内の小・中学校の児童生徒の保護者の負担軽減を目的として、新たに給食費負担軽減事業補助金240万円を創設し、令和5年度当初予算に計上しておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、高橋聖子議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、質問2について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありがとうございます。鬼北町では、給食費負担、保護者負担なしということは、しないという方針でいますので、給食費が上がらないというのは、負担増がなく、子どもたちがおいしい栄養価の高い給食を食べられるというのは、親としてもありがたいことでもあります。

補助金と合わせて290万、いや490万の補助を出していただけるということで、ごめんなさい、240万円と、いや今までのごめんなさい、今までの特別米の50万円と食育の100万円プラスコロナ対応の臨時交付金と、それと今回の合わせて250万と給食費240万、ごめんなさい、今回の補助金の240万で、合計490万ということによろしいでしょうか。すみません、ごめんなさい。

○教育長（松浦秀樹君）

新型コロナウイルス感染症対策地域創生臨時交付金を原資とした100万円については、来年度からはなくなるということでございますので、来年度は、特別栽培米購入事業補助金50万円、食育推進事業補助金100万円と、新たに創設した給食費負担軽減事業補助金の240万、合計390万円の町からの補助を頂くこととしております。当初予算に240万円のほうは計上しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

高橋議員、再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で高橋議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます

日程第6、議案第2号、鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第2号、鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定し、関係条例の改正を行うものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第2号、鬼北町第1号、鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例について御説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

この条例は、個人情報の保護に関する法律の改正により、鬼北町個人情報保護条例が廃止されることにより、同条例の情報公開審査会に関する規定がなくなります。

そこで、同法律に規定される開示請求等に対応するため、新たに制定するものであります。

第1条につきましては、設置について規定をしております。

第2条は、この条例における用語の定義を規定しております。

第3条では、所掌事務について規定をしております。鬼北町情報公開条例、個人情報保護に関する法律などの法令の規定による諮問に応じて、調査審議することとしております。

第4条は、この審査会の委員の定数、任期、守秘義務について規定をしております。定数は5人以内、任期は3年としております。

第5条は、審査会の権限について規定をしております。審査請求に係る審査のために必要な公文書の提示や資料の提出を求め、そのため、必要な調査をすることができるとしております。

第6条では、意見の陳述について、第7条では、意見書の提出について、規定をしております。

第8条は、委員による調査手続について規定をしております。

第9条は、資料提出の写しの送付について規定をしております。第1項では、審査請求に係る審議手続において、審査請求人等が提出した意見書、または資料についてその送付閲覧に関して定めているものであります。

議案書4ページの10条は、調査審議手続の非公開について、11条は、答申書の送付について、それぞれ規定をしております。

第12条は、審査会の組織運営について必要な事項は、規則で定めると規定をしております。

続きまして、附則について説明いたします。

第1項は、施行期日について定めるものでございます。この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行すると定めており、令和5年4月1日が施行日となります。

第2項は、鬼北町情報公開条例の一部改正について規定をしております。

別紙でお配りしております新旧対照表をご覧ください。

鬼北町情報公開条例において、情報公開審査会についての規定がありましたが、鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例が制定されることに伴いまして、改正をしております。

また、同条第21条に規定されておりました、情報公開審査会についての規定を削除する改正を行っております。

附則第3項から第6項につきましては、経過措置に関する規定となっております。

改正前の鬼北町情報公開条例の規定により、なされた諮問、委員の守秘義務につい

ては、なお従前の例によるとしております。

また、旧審査会の委員については、施行日に新たに情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱したものとみなし、また、施行日前においても審査会の委員の委嘱をすることができ、この場合においては、施行日において委嘱を受けたものとみなすこととしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、鬼北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、鬼北町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第3号、鬼北町個人情報保護法施行条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、鬼北町個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第3号、鬼北町条例第2号、鬼北町個人情報保護法施行条例について御説明いたします。

議案書6ページになります。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正されたことに伴い、個人情報の保護に関する規定が個人情報保護法に一元化されることになったため、鬼北町個人情報保護条例を廃止し、新たに制定をするものであります。

本日、別紙資料としまして、こういった図面のついた資料を用意しております。これイメージ図になります。下半分に図が出ておりますが、左側が見直し前、右側が見直し後となっております。これまで見直し前は、それぞれ国であったり、民間であったり、地方公共団体別々の法律に基づいておりましたが、個人情報につきまして、これが平成3年の改正後は、新しい個人情報保護法というのに一元化されております。それが5年度から施行されるということになるわけですが、これに伴って、町が定めておりました個人情報保護条例を廃止し、新たに今回鬼北町個人情報保護法の施行条例を制定するものであります。

それでは、議案書6ページに戻っていただきまして、第1条につきましては、この条例の趣旨を規定したものであります。

第2条は、この条例における用語の定義を規定したものであります。

第3条は、開示請求に係る手数料について規定したものでありまして、開示に係る手数料は無料とし、文書のコピーに関する費用を徴収することを規定しております。

第4条は、審査会への諮問についてを規定したものであります。実施機関は一定の要件に該当する場合において、鬼北町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる旨を規定しております。

第5条は、条例の実施について必要な事項は、規則で定めるものとしております。

附則につきましては、第1条は、施行期日について定めるものであります。これにつきましては、先ほど条例と同じく5年4月1日が施行日となります。

第2条は、個人情報保護条例の廃止についてとなります。各自治体で運用しており

ます個人情報保護条例が、個人情報保護法に一元化されることに伴い、同条例を廃止するものであります。

附則の第3条、第4条につきましては、経過措置に関する規定であります。廃止前の個人情報保護条例の規定により、附則第3条の各号に規定される事項は、鬼北町個人情報保護法施行条例が、施行後も、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、鬼北町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、北宇和高等学校教育寮設置条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第4号、北宇和高等学校教育寮設置条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

北宇和高等学校の生徒で、生徒全国募集による入学生徒及び遠隔地のため通学に困

難が生じると認められる生徒の利便性向上と、交流促進による地域の活性化を図ることを目的として設置する北宇和高等学校教育寮の適正な管理運営を図るため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、鬼北町条例第3号、北宇和高等学校教育寮の設置条例について御説明をいたします。

議案書の9ページをお開きください。

この条例は、北宇和高等学校生徒の通学利便性の向上と交流による地域活性化を図ることを目的に設置する北宇和高等学校教育寮について、設置条例を制定するものであります。

まず、第1条では、施設の設置について定めるもので、第2条では、施設の名称及び位置について規定をしております。

第3条では、教育寮の管理者を規定し、第4条では、教育寮における業務並びに管理体制を定めております。

第5条は、寮費について規定をするもので、1月当たり4万円とするものです。

第6条では、運営に関し、運営委員会を設置する旨を規定し、第7条では、管理業務の一部委託について規定をしております。

第8条は、委任について規定をするもので、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

次に、附則について御説明をいたします。

第1項は、施行期日について規定をするもので、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行をすることとしており、供用開始日に合わせ、施行期日を定める規則において規定をすることとしております。

第2項では、この条例の施行前における準備行為について規定をするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

2点ばかり、お伺いいたします。

まず、はじめに、第5条の寮費についてですが、この4万円を徴収するとありますが、この積算内訳についてお伺いいたします。

それと、管理の業務、第7条、これについてはどういった業務を委託されるのか、考えられているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど質問いただきました、1番目の寮費の根拠であります、今回設置をする寮につきましても、平日食事2食を提供する予定としております。そういった中で、2食の平日の食費分2万6,000円程度を見込んでいるのと、その他管理費に係る寮生に担っていただく部分を月額20万円、それを定員である14名で除した場合に1万4,000円程度が必要になろうかと思っておりますので、合計で4万円程度の寮費を設定をさせていただいたところでございます。

2番目の委託管理内容でどういったものを想定されているかということの御質問だと思っておりますが、配食業務、寮生の朝と夕食を配食する予定としておりますが、そちらの配食業務を町内の業者に委託をする予定としております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

今ほど答弁で平日2食ということですが、当然土日祭日については、また、これは生徒さんの負担でされると思われるんですが、その辺はどうされるのかということ、その点お伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

祝日土日の食事、また昼食に係る負担等、御質問だと思っておりますが、土日祝日における食事負担は、寮生自らの個人負担と考えておるところでございます。また、昼食におきましても、寮生で個人負担にはなりますが、寮にハウスマスターという管理者を

置かせていただきますので、昼食の段取りにつきましては、ハウスマスターにおいて昼食の準備をさせていただく予定としております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

今の寮費4万円、これについては、もう事前に寮を開校されている町もあるかと思いますが、その点についての比較、そういったことについては、その辺についてをちょっとお伺いしたいんですが、金額。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

他の寮との比較ということで御質問をいただいたと思いますが、今回、県内に寮を設置する高校2校と、近隣の高知にありますが、そちら2校の金額等を参考にさせていただいている部分がございます。県内の2校につきましては、寮費3万5,000円から3万8,000円程度、高知で参考にさせていただいた高校につきましては、4万から4万5,000円程度ということで、その範囲内で鬼北町においても設定をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、北宇和高等学校教育寮設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、鬼北町認定こども園条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第5号、鬼北町認定こども園条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、鬼北町条例第4号、鬼北町認定こども園条例の制定についてを御説明いたしますので、議案書11ページをお開きください。

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、認定こども園の施設設置について条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

鬼北町認定こども園条例第1条は、施設の設置について、第2条では、施設の類型第3条では、名称、位置及び設置する認定こども園の類型について定めております。

第3条表中、鬼北町立さくら保育所は、鬼北町認定こども園さくらへ、鬼北町立小松保育所と鬼北町立みどり保育所は、統合し、鬼北町立認定こども園ゆずっこへと移行し、それぞれの施設名称などを定めております。

第4条では、事業内容、第5条、第6条では、入園の資格と入園の許可について。

議案書12ページに移りまして、第7条では、入園の制限について定めております。

第8条は、保育料、第9条は、延長保育料について、第10条は、一時預かりの保育料についてそれぞれ定めております。

次の第11条では、その他の費用負担について定め、第12条で、保育料等の納付について定めております。

第13条では、委任について定め、附則第1項では、この条例の施行日を令和5年4月1日から施行することを定めており、附則第2項では、この条例の施行に関し、必要な準備行為は施行前においても行うことができることを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

幼稚園型の入園者は今募集されているかと思われませんが、今現在何人おられるかというのを伺いたいのと、それと、12ページの延長保育料、第9条、これについては、今現在入園されてる方は6時半までの保育をされているかと思いますが、この延長保育料、それ以降の延長保育をされるということで、できれば時間、それとか保育料、ここの場合は延長保育料とありますが、1時間何ぼにするのか、そこら辺の金額分かれば。それと同じく、一時預かり保育についても、今現在は6か月から入園可能となっていると思われませんが、一時預かりについては何歳からされるのか、併せて、先ほど申しましたように、この一時預かりの保育料、これについても分かればいいですが、どのぐらいの金額を設定されているのか、その点について伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問についてお答えをいたします。

まず、1号認定の幼稚園を利用する方についてですが、こちらについては、今の時点で認定こども園さくらのほうに1名の方が申込みをされております。

続きまして、保育料に関してでございますが、標準保育11時間の保育時間で、現在朝7時30分から夕方の18時30分までの保育を行っておるわけですが、こちらの始まる受入れの時間と、それから延長してお預かりする時間、それぞれ15分ずつ延長をいたしまして、朝7時15分から7時30分までの間に50円、夕方は、18時30分から18時45分の延長分に対し50円の料金設定で考えております。

次に、一時預かりについてですが、こちらについては受入れを満1歳以上の方とさせていただきますというふうに考えております。

料金設定につきましては、1日、1,500円、半日お預かりする場合、給食を提

供した場合は1,000円、給食なしの場合は半日で750円というふうに現在のところ予定しておりますが、今後、規則にてそれぞれ細かい点については規定することになると思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

今ほど答弁で幼稚園型の入園者が1名ということで、思ったより少ないんじゃないかなと思うんですけども、その少ない理由というのが何なのか、その辺お伺いしたいのと、先ほどの入園料なんですけど、これについても各近隣町村との比較等についてはどうなっているのか、その辺についてもお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

まず、1号認定の方の利用者が思ったより少なかったという点につきましては、今回、当町のほうで運営いたします認定こども園につきましては、保育所型の認定こども園ということで、幼稚園という文部科学省が所管する学校教育法に基づく施設をやはり教育に重点を置かれる方については、希望されるのではないかとというふうなところもございまして、やはりそういう御希望の方については、幼稚園を御利用なさったのではないかとというふうに予想をいたします。

次に、料金の設定については、県下の公立の保育所などの資料を基に参考に料金を設定させていただきました。ほぼ類似した金額で、著しくその差異がある、高い低いなどの金額設定とはなっておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○9番（程内 覺君）

里帰り出産等で町外の方が帰られることによつての町外者の利用はできるのかをお

尋ねします。

それと、もう1点、以前に中山議員もお尋ねになっていたと思いますが、日吉のみどり保育所ですか、それと一緒に小松保育所が一緒になって、ゆずっこですか、それができるといことですが、小松保育所も地盤沈下等も進んでいるというようなこともあったりすると思うんですが、安全性の面において大丈夫なのかどうかをお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

まず、一時預かりの里帰り出産などに帰られた方についてのお子様をお預かりできるかという点につきましては、利用できる方の条件設定として、鬼北町に住民票があるお子様、それから里帰り出産をされる方、祖父母などが鬼北町に住民票がある方ということで、里帰りでこちらで出産をされる方につきましても、お預かりすることが可能となります。

次に、小松保育所の安全性についてということですが、小松保育所の今後、改修をしていく予定とはしとるわけなんですけども、その中で、そういった点も含めて、今後どういうふうな改修をしていくのかということも現在検討しているところであります。

今の時点で地盤の調査を行ったりとか、そういうふうなことをちょっと行っておりませんので、明確なお答えができるかという、ちょっとそこはちょっと難しいところではあるんですけども、そういった点も含めまして、今後、ゆずっこの施設をどうするのかということについては、現在検討しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

安全性については、大変重要なことと考えますので、子どもを集めてからというわけでもなくて、もっと早くからそういう対策を取った上で、やはり子どもに来てもらおうといったようなことが大切かと思いますが、できるだけ早急にそういうものを調

査されて、より安全性を確保されて子どもたちが安心して通園できるように、ぜひ、そういう方策は取っていただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○9番（程内 覺君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

条例で第2条に、認定こども園の類型とあるんですが、第3条で、名称、位置及び類型とありまして、保育所型、第2条のほう、これ要るんですかね。要るかどうか質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問ですが、公立の鬼北町が直営で行います今回の認定こども園につきましては、保育所型の認定こども園と、ただ、今後、例えば私立ですとか、そういった形で、公立でない形でのその認定こども園をもし町内に開設されるということになった場合に、この幼保連携幼稚園型、そういったものに関してのどの類型、いずれかの類型になる施設を設置していただくということになるかと思えます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

今の答弁ですと、町以外でもこの条例に縛られるということになるということですか。再度質問します。町設置以外でも。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

はい、そのようになると思えます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、鬼北町認定こども園条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第6号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町ジビエペットフード加工処理施設を設置するため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、森林対策室長が説明いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森林対策室長（東 英範君）

それでは、鬼北町条例第5号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例につき

まして御説明をいたします。

14ページをお開きください。

この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、捕獲された鳥獣の処理に伴う捕獲者等の負担軽減を図り、地域資源として新たな価値を創造することで、有害鳥獣の駆除を推進し、有害鳥獣による被害を防止するための施設の設置について条例を制定するものであります。

条例の内容について御説明いたします。

第1条は、施設の設置について定めるもので、次の第2条は、施設の名称及び位置について定めております。

第3条では、施設で行う業務について定めており、第4条には、施設に搬入できる搬入物について定めております。

第5条、第6条、第7条では、施設を利用できる者の資格、施設の利用許可、施設の利用制限について定めております。

15ページをお開きください。

第8条は、施設の利用許可の取消等について定めており、次の第9条には、指定管理者による管理について、また、同条第2項では、指定管理者が行う業務について定めております。

第10条、第11条では、損害賠償の義務と損害補償について定めております。

次の第12条で、委任について定め、附則では、この条例の施行日を令和5年4月1日から施行することを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例の制定について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号、鬼北町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第7号、鬼北町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町立北宇和病院及び診療所における地域医療を担う医師の確保を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第7号、鬼北町条例第6号、鬼北町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

今回の改正は、病院及び診療所に勤務する医師の研究手当について、1か月の限度額を引き上げるものです。

別紙新旧対照表で御説明いたします。

第4条の病院及び診療所に勤務する職員の特殊勤務手当の額のうち、第1号、医師の特殊勤務手当のア、研究手当の1か月の限度額について傍線で示しております50万円を、右、改正後70万円に引き上げるものでございます。

医師に支払う給与につきましては、いわゆる給料のほかに、初任給調整手当及び研究手当を合わせて支給しておりますが、そのうちの初任給調整手当というものが採用

の日から35年間支給可能な手当となっております。この初任給調整手当は、16年目から1年ごとに減額されて36年目にはゼロとなります。

そのため、給与総額というんですか。いわゆる年収が減額とならないように、特殊勤務手当の研究手当によって補っている状況であります。現在の研究手当の限度額では、初任給調整手当の減額分を補えない状況となっており、地域医療を担う医師の処遇を下げないために限度額を引き上げるものです。

議案書17ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、鬼北町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第8号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

ため池改修事業を推進し防災減災等を図るため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長（松本秀治君）

それでは、日程第12、議案第8号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたしますので、議案書19ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、ため池改修事業に係る国庫補助事業、県費補助事業の受益者分担金を見直すことにより、ため池改修事業を推進し、防災減災等を図ることを目的として条例の一部を改正するものです。

お手元に、鬼北町分担金条例新旧対照表をお配りしておりますので、ご覧ください。左が現行の条例、右が改正案で、下線の部分が改正部分であります。

新旧対照表2ページ、上から5行目の国庫補助土地改良事業の賦課基準のただし書きの下線部分、「ため池改修については100分の2とし、ため池廃止については賦課しない」を、「ため池改修及びため池廃止については、賦課しない」に改め、同じく2ページの一番下の県単独土地改良事業の賦課基準のただし書きの下線部分に、「ため池改修及び」を加えるものであります。

議案書の19ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第8号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第9号、鬼北町県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第9号、鬼北町県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

事業名の変更及びため池改修等の新たな事業メニューに対応するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長(松本秀治君)

それでは、日程第13、議案第9号、鬼北町県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたしますので、議案書21ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、事業名の変更及びため池改修等に係る新たな事業メニューに対応するため、条例の一部を改正するものです。

お手元に、鬼北町県営土地改良事業費分担金徴収条例新旧対照表をお配りしておりますのでご覧ください。

左が現行の条例、右が改正案で、下線の部分が改正部分であります。

第2条2項中、下線部分「別表に」を「町長が」に改め、別表を削るものです。

議案書21ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、鬼北町県営土地改良事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第10号、鬼北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第10号、鬼北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

長期継続契約の需要が増加していることに伴い、契約期間の上限を延長し、より有利な契約ができるよう条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第10号、鬼北町条例第9号、鬼北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

今回の改正は、長期継続契約の契約期間の上限を延長可能とすることで、より有利な契約が可能となるよう条例を改正するものであります。

別紙新旧対照表で御説明いたします。

第2条第1項中に第4号として、前3号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼすものとして町長が特に認める契約を加え、第3条に、ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでないの文言を加えるものであります。

近年、契約期間が長期間になるほど条件がより有利になるような案件もありますが、現在の条例では、契約期間が5年と定まっておりますので、そういった有利な契約を選択することができませんので、そういった有利な契約も選択可能とするために改正をするものであります。

議案書23ページに戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、鬼北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第11号、鬼北町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第15、議案第11号、鬼北町保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

保育所統廃合による保育所廃止及び認定こども園移行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、鬼北町条例第10号、鬼北町保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書25ページをお開きください。

この条例の一部改正は、現在設置規定のある7つの保育所の統廃合に伴い、名称及び位置を改めるものであります。

改正の内容につきましては、別途お配りをしております、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正をするものです。

改正内容につきましては、第2条の表中、鬼北町立みどり保育所と鬼北町立小松保育所を統合し、鬼北町立認定こども園ゆずっこへ、また、鬼北町立さくら保育所を鬼北町立認定こども園さくらへと移行することから、表中から削除し、鬼北町立近永保育所、鬼北町立好藤保育所、鬼北町立清水保育所、鬼北町立小倉保育所を統合し、鬼北町立きほくの里保育園とするため、保育所の名称及び位置について、改正後のとおり改めるものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書 25 ページにお戻りください。

附則につきまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第 10 号、鬼北町保育所条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、鬼北町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 12 号、鬼北町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 16、議案第 12 号、鬼北町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町子育て支援センター「ゆめぼっけ」の移転に伴い、条例の一部を改正するも

のであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第11号、鬼北町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書27ページをお開きください。

この一部改正は、現在条例に設置規定のある鬼北町子育て支援センターの移転に伴い位置を改めるものであります。

改正の内容につきましては、別途お配りをしております、新旧対照表により御説明をいたします。

1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正をするものです。

改正内容につきましては、第2条の表中、子育て支援センターの位置について、好藤保育所の施設設置箇所である「鬼北町大字東仲613番地2」から、きほくの里保育園の施設設置箇所である「鬼北町大字近永1418番地1」へと、改正後のとおり改めるものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書27ページにお戻りください。

附則につきまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第11号、鬼北町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、鬼北町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第13号、鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第17、議案第13号、鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

こども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法とその施行に伴い必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第12号、鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書29ページをお開きください。

この条例の一部改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正のうち、改正された法律を引用する箇所において必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、別途お配りをしております、新旧対照表により御説明をいたします。

1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正をするものです。

改正内容につきましては、第1条、第2条中、子ども・子育て支援法で定める子ども・子育て会議について、第72条から第76条が削られ、第77条から第87条が5条ずつ繰り上がることによる条ずれ等に伴うもので、鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正後のとおり改めるものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書29ページにお戻りください。

附則につきましては、この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第12号、鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、鬼北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後2時20分とします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第14号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第18、議案第14号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されることに伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等により、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第13号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書31ページをお開きください。

この条例の一部改正は、児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことによるものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき御説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正をするものです。

新旧対照表2ページ、3ページをご覧ください。

第7条の2は、安全計画の策定について、また、第7条の3は、自動車を運行する場合の乳幼児の所在の確認について定めたことによる規定の整備を行うものです。

第13条は、民法における親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定を削除するものです。

3ページ、4ページをご覧ください。

第14条は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修や訓

練を定期的実施するよう定めたことによる規定の整備を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書 31、32 ページをお開きください。

附則について御説明いたします。

附則第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行するとするものです。

附則第2項、家庭的保育事業者等において、送迎を目的とした自動車を運行する場合、乳幼児の見落としを防止するブザー等の設置が困難な場合は、令和6年3月31日までの間、代替りの措置を講じ、乳幼児の所在の確認を行うこととするものです。

以上で、鬼北町条例第13号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第15号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第19、議案第15号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されることに伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等により、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第14号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書34ページをお開きください。

この条例の一部改正は、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項及び第45条第3項が削られることに伴い、改正された法律を引用する箇所において必要な規定の整備を行うものです。

改正の内容につきましては、別途お配りをしております、新旧対照表により御説明をいたします。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正をするものです。

改正内容につきましては、条文中、子ども・子育て支援法で定める第19条第2項の削除に伴い、第19条は1項のみの条となり、1項のみの条を引用する場合、それぞれ第19条、また第19条第何号のように、項を省いた条文となるよう改正する必要があることから、所要の規定の整備を行うものです。

5ページ、最終行から6ページをご覧ください。

第26条は、民法における親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定を削除するものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書 35 ページをお開きください。

附則について説明をいたします。

附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 16 号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 20、議案第 16 号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等により、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第15号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書37ページをお開きください。

この条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、所要の改正を行うもので、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すよう改正をするものです。

1、2ページをご覧ください。第6条の2は、放課後児童健全育成事業者が安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置等を講ずることの義務に関する規定を追加するものです。

第12条の2は、放課後児童健全育成事業者が業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることの努力義務に関する規定を追加するものです。

第13条は、放課後児童健全育成事業者による感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化したことによる規定の整備を行うものです。

附則、第2条は、放課後児童支援員のみなし規定の経過措置を2年間延長し、令和7年3月31日までとする規定の整備を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書38ページをお開きください。

附則について説明いたします。

附則第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものです。

附則第2項、安全計画の策定及び必要な措置等を講ずることの義務に関する規定については、令和6年3月31日までの間、努力義務とするものです。

以上で、鬼北町条例第15号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろ

しくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第17号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第21、議案第17号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の金額が見直されたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第16号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書40ページをお開きください。

今回の条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、令和5年4月1日から妊産婦の経済的な負担軽減のため、出産育児一時金の支給額について改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

今回の改正につきましては、第6条第1項中の出産育児一時金40万8,000円を48万8,000円に改めるものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書40ページにお戻りください。

附則について説明をいたします。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、経過措置、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る鬼北町国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、鬼北町条例第16号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第18号、鬼北町消防委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第22、議案第18号、鬼北町消防委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町審議会等の設置及び運営に関する要綱第5条第1項第3号の規定により、鬼北町消防委員会の組織の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、危機管理課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○危機管理課長(芝 達雄君)

それでは、鬼北町条例第17号、鬼北町消防委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書42ページをお開きください。

今回の改正は、鬼北町審議会等の設置及び運営に関する要綱第5条第1項第3号に、町議会議員を原則として審議会の委員に選任しない旨の規定に基づきまして、鬼北町消防委員会の組織の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

鬼北町消防委員会条例の一部を次のように改正する。説明は、別紙の新旧対照表で行いますのでご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正するものであります。

第4条第1項に委員の構成、構成員、同条第3項に委員の定数、第5条に委員の選任の規定がございますが、これらを第4条第1項に集約する改正を行うため、第4条第1項の全部改正を行っております。

これにより、同条第3項及び第5条を削り、第6条から第11条までを1条ずつ繰

り上げる所要の改正を行っております。

議案書の42ページに戻ってください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、第2項、この条例の施行の際現に任期中にある委員については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で、鬼北町条例第17号、鬼北町消防委員会条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、鬼北町消防委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第19号、工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第23、議案第19号、工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（建

築工事)) の締結について、提案理由を説明いたします。

令和4年8月5日付請負契約を締結した鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事）

2. 契約の金額 変更前5億9,675万円、変更後6億378万6,000円。

3. 契約の相手方 愛媛県宇和島市朝日町4丁目3番25号。鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事）宮田・宇都宮特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社宮田建設。代表取締役、奥田賢司であります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、今回工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めております、鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事）変更請負契約の変更内容等について御説明をいたします。

主な変更は、建築、外構の2項目でございます。

1つ目の建築項目は、木工事の増加、建具工事の増加、仕上げユニット工事の増加であります。

木工事の増加につきましては、空調換気設備の設置補強等による天井下地の追加、及び屋外軒裏の天井材の追加や、配管の取り合いによる内部壁の見切り口等の造作材の追加によるものでございます。

建具工事の追加につきましては、入所園児が不要に他室に入らないよう、安全確保のため、内部木製建具の園児の手の届かない位置に鍵を追加としたものです。

仕上げユニットの増額につきましては、大工不足を考慮し、配膳ハッチを各工事にて作成し、取り付けとしたものです。

2つ目の外構項目は、外構工事の増加であります。本日お配りさせていただきました敷地配置図をご覧ください。

敷地内の右上にありますプールですが、建物の位置とプールの位置について、周辺住民の方々への日照や騒音に配慮し、建物位置を南側に1メートル、またプール位置を赤字の位置から約8メートル南にずらすこととし、屋外倉庫、菜園、プール側の裏庭へ容易に車両が寄りつけるよう変更したもので、アスファルト舗装面積の増加が生

じたものです。

また、敷地全体に不陸があったため、外構工事準備工としての不陸、すき取りが必要となったものです。

工事請負費に係る大きな工事変更箇所は、以上の2項目でありまして、共通仮設、諸経費、消費税を含め、全体で703万6,000円の増額となっております。

以上で、設計変更の内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

設計変更、赤で示されているところの変更されたということですね。それで、これで大きさはあったんで、大きさはそのままですか。平米数というか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

プールの位置につきまして、赤字で書いてあるところの位置から、黒字で書いてある変更後プール位置というところに移動をさせたものです。平米数というのは、プールの平米数ですか、大きさ。

○議長（芝 照雄君）

大きさは変わってないかどうか、全体。

○町民生活課長（善家直邦君）

全体の大きさについては、変更ございません。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

大きさは変わらないで、700万追加ということなんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

今回の700万の増額の内訳としましては、大きなものとして、木工事のほうが金額的に大きいものとなっております。木工事の増加、それから建具工事の増加、仕上げユニットの増加、これらにおきまして、直工費で450万ぐらいです。そして、外構の工事の増額分につきましては、直工費だけで135万円程度となっております。以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

ありませんか。

○9番（程内 覺君）

設計変更はされて増額ということですが、完成の日時については、予定どおりということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

工事の期間についてでございますが、現在進捗率75%ということで、年度内に完成する予定ということになっております。ただ、天候の関係などによりまして、アスファルトの表層施工が4月にずれ込んだりというふうな可能性はないとは言えませんが、一応現時点での進捗状況では、年度内の完了ということの予定としております。以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

そしたら予定どおり、5年度から新しいところに入所できるということでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

予定どおり、4月から廃止になった園の園児さん、統合保育所のほうで受入れを実施するという予定でございます。

建物、すみません。万が一、もし遅れるというふうなことになったとしても、それは外構工事というふうに伺っておりますので、建物だけは完成をして、部分引き渡しなどの方法でも受入れをすることは可能ですので、4月以降の受入れについては、新園で子どもさんたちを受け入れるというふうな予定で考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（建築工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第20号、工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第24、議案第20号、工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事））の締結について、提案理由を説明いたします。

令和4年8月5日付、請負契約を締結した鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事）

2. 契約の金額 変更前7,590万円、変更後7,710万4,000円。

3. 契約の相手方 愛媛県八幡浜市郷4番耕地370番地9。光映電工株式会社。

代表取締役、松本純一であります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、今回工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めております、鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事）変更請負契約の変更内容等について御説明をいたします。

電気設備工事に関して、主な変更は、動力設備、テレビ共聴設備及び電話情報設備の3項目でございます。

動力設備の増加は、建築工事において変更のあったプールの位置に合わせて、プールろ過装置への電源の配線、地中配管及びプールへ至るまでの土工事を追加するものです。

テレビ共聴設備の増加は、当初幼児ロッカー上に設置するよう計画していたテレビをロッカー上の展示作品利用、また転倒防止に配慮し、壁かけテレビに変更したことで、取付金物を追加したことによるものです。

電話情報設備の増加は、別工事として入ります電話業者との打ち合わせにより、設計において想定していた機器仕様及び構成を見直し、端子盤において中継することとしていた配線計画を直接端末から主装置へ接続するよう変更し、配線を追加するものです。

工事請負費に関わる主な変更箇所は、以上の3項目でありまして、共通仮設、諸経費、消費税を含め、全体で120万4,000円の増額となっております。

以上で、設計変更の内容の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、工事変更請負契約（鬼北町立統合保育所新築工事（電気設備工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第21号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第25、議案第21号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明をいたします。

令和4年度も年度末を迎え、本年度予定いたしておりました事務事業も繰越しを予定している一部の事業を除いて完了、または最後の仕上げの段階に入っており、最終

的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、物件費、補助費等を増減調整いたしますとともに、事業の確定及び完了に伴い、事業費等を減額いたしております。

歳入につきましては、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきまして、繰越明許費として計上するとともに、債務負担行為及び地方債につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ2億180万円を減額し、予算の総額を109億2,560万円とするものであります。

予算の内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書23ページをお開きください。

なお、本日、A4縦の補足資料、令和4年度一般会計補正予算（第8号）というA縦で裏表の資料をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整などが主なものとなっておりますが、追加補正予算につきまして、主なものを説明させていただきます。

予算書24ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般管理費、18節、退職手当組合負担金900万円は、一般職の退職に伴う退職手当負担金であります。

2款、1項、5目、財産管理費、24節、積立金2億1,159万円につきましては、決算見込みにより剰余金を減債基金に1億2,392万円、庁舎建設基金に4,100万円、公共施設等整備管理基金に4,662万4,000円それぞれ積み立てるものであります。

続いて、26ページをお開きください。

2款、1項、11目、生活交通路線対策費、18節、地方バス路線維持費補助金1,102万8,000円は、宇和島自動車に対する補助金であります。

続きまして、27ページ、2款、1項、13目、情報通信基盤整備事業費、14節、通信系光送出設備更新工事請負費1,922万2,000円は、設計変更により追加機器の費用を計上するものであります。

続いて、27ページ、2款、1項、16目、諸費、宇和島地区広域事務組合負担金2,036万1,000円は、鬼北町の負担金が確定したことから、所要額を追加補正するものであります。

続きまして、32ページをお開きください。

一番上になりますが、4款、1項、1目、保健衛生総務費、18節、新型コロナウイルス感染者葬祭費補助金200万円は、新設の補助金で、コロナ感染により死亡した際の葬祭費を補助するものであります。

続いて、34ページをお開きください。

5款、1項、3目、農業振興費、7節、買上金451万6,000円は、イノシシ等の捕獲頭数の増加により増額補正をするものであります。

35ページ、5款、1項、3目、農業振興費、18節、地域農業管理システム整備事業費補助金220万円につきましては、キジの買取り価格を増額するため増額補正をするものであります。

続きまして、43ページをお開きください。

9款、2項、1目、小学校管理費、14節、小学校施設整備工事請負費361万4,000円は、日吉小学校の屋根修繕、近永小学校の屋外テラス設置に係る経費を計上いたしております。

45ページをお開きください。

9款、4項、2目、公民館費、14節、公民館施設整備工事請負費123万3,000円は、愛治公民館の屋上防水修繕工事費を計上しております。

次に、歳入の主なものについて説明いたしますので、12ページをお開きください。

1款の町税につきましては、決算見込みにより所要額を計上しております。

13ページ、10款、1項、1目、地方交付税のうち、1節の普通交付税4,798万3,000円は、再算定による増額分を計上しております。

続いて、19ページをお開きください。

17款、1項、1目、総務費寄附金、一般行政寄附金683万2,000円、17款、1項、4目、教育費寄附金、教育振興費寄附金100万円につきましては、それぞれ1件、既に受け入れた寄附金について計上しております。

次に、第2条の繰越明許費について説明いたしますので、6ページをご覧ください。

6ページから7ページにわたりまして、年度内に完了が見込めない事業につきまして、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できるよう、33事業、合計15億3,822万7,000円を繰り越すものであります。

続きまして、8ページをお開きください。

第3条、債務負担行為の補正について説明いたします。

7番の中小企業振興資金保証料補給について、令和4年度分を追加するとともに、下表の1、4、5のそれぞれにつきまして事業の確定に伴い、限度額の変更をするものであります。

続きまして、9ページの第4表、地方債補正について御説明いたします。

それぞれ事業費の確定に伴い、限度額の変更をするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じとしております。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、48ページをお開きください。

1の特別職につきまして、職員数△163名、報酬額233万2,000円を減額するものであります。主な要因は、41ページ、8款、1項、1目の消防団員報酬△153人、マイナス591万8,000円が主な要因でございます。

50ページをご覧ください。

一般職につきましても、給与費、共済費につきまして、決算見込みにより所要の補正をしております。減額となりました主な要因は、育児休暇の取得によるものであります。

52ページ以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（末廣 啓君）

ちょっとお聞きしたいと思います。

45ページ、9款、4項、2目、公民館費の18節、負担金補助及び交付金についてですが、176万5,000円の減額となっております。これ武左衛門ふる里まつりの補助金については100万円、六地藏相撲大会補助金については25万円ぐらいついとると思うんですけども、これはコロナの影響で開催されなかったのも、これは分かるんですけども、文化体育祭補助金ですか、57万1,000円の減額、大した数字じゃないんですけども、これについてちょっとお聞きしたいと思いますが、ほかの地区へ行ったら、愛治は何やかや事業や体育事業や文化事業、いろいろあってええ

などということで羨ましがられます。そのことを公民館へ行って雑談形式で話しよつたら、やはり補助金の持ち方が違うということで、ほかの公民館とは、愛治地区については、一括して補助金の配分を受けておると。ほかの地区については、事業単位で区切ってもらってるんで、なかなか縛りがあるって使いづらいという部分があるんじゃないかというようなことをお聞きしました。

それで、愛治地区については、文化事業でも10個以上かな、体育事業についてもモルックやゴルフ大会とかいろいろ行いました。

せっかくこの地区の方に使ってほしいということで配分を受けておるわけなんで、地区の福祉向上とかも考えれば、減額することなく、配分されたものは地区の方に喜んでもらえるような使い方をすればいいんじゃないかなと思いますけども、これについて町長、どういうふうな見解をお持ちかお聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

それぞれの公民館の事情もあると思いますので、一番詳しい教育課長のほうから答弁をさせていただきます。

○教育課長（谷口浩司君）

今の御質問ですが、愛治公民館につきましては、補正予算においてこの文化体育祭、いわゆる納涼大会ですね。納涼大会と運動会の補助金については、それぞれの部門で名称は要綱で決まっております、当初予算では、各公民館とも同様な形で当初予算を計上しておりました。

納涼大会は、納涼大会の補助金、運動会は運動会の補助金ということでということにしておりましたが、愛治公民館につきましては、地域活性振興行事補助金というのが別の枠でありまして、それを使えばほかの、もし中止した場合、今までコロナで中止がずっと続いておりましたので、公民館の運審内でいろいろ御審議していただいた結果、もし中止になった場合は、今末廣議員が言われたように、ほかのもので行事、講習会、スポーツ大会等々で使えるようにしたいという御要望がありまして、理事者とも協議した結果、補正で枠組みを変えまして、そういう形で愛治公民館につきましては、全般について中止をした場合については、ほかの行事にも使用できるように補正をしておりました。

ただ、ほかの公民館につきましては、いろいろ運審等々なり、館長さんなりと御審議していただいたんですけど、そういう形にはまだ、やり方もちょっとなかなかできない難しいいろいろな問題が主要な問題もありましたので、まず、愛治公民館が率先

してやってみて、その状況を見て、次年度以降その枠組みを変えてはどうかということ、モデル事業としての形で実施をさせていただいた経過がございます。

今言ったように、残念ながら中止となって、これは地区の住民の方の同意を得てという形になりますので、皆さんのいろんな御意見を聞いた形の中で、コロナで中止になったものをいろんな形でやっているという状況であります。

なお、他の地区の公民館につきましては、どうしても各実行委員会の委員さんの御意見をお伺いして、実行委員会として決定をしておりますので、どうしても中止をするという形になっておりますが、まだ次年度の予算の組み方で、今言ったような形で、地域活性振興行事補助金という形にすれば、ほかの納涼大会とか、運動会が中止になった場合につきましては、ほかの行事に使えるのではないかとということで、主事さんともいろいろ協議をしまして、そういう枠組みで当初予算に計上している状況でございます。

以上です。

○5番（末廣 啓君）

ありがとうございました。

いろいろこの公民館、各地区の公民館、一生懸命やっておられると思います。館長さんや主事さん、一生懸命やっておられると思います。いろいろ賛否両論あろうかと思いますが、地区の住民の方に喜んでもらえるような公民館であってほしいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○5番（末廣 啓君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑。

○6番（山本博士君）

26ページ、2款、1項、6目、地域課題ビジネスマッチング促進事業補助金200万と、プレミアム商品券2,872万3,000円が減額になっておるんですが、その要因について教えてください。

それと、29ページ、3款、1項、1目、18節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金645万が減額になっておりますが、その要因も教えてください。

それと、31ページ、3款、2項、4目、児童手当2,108万、これも減額になっておるんですが、その要因を教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

26ページの2款の分につきましては、企画振興課長が、3款の1項、2項の分につきましては、町民生活課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、1点目の2款、1項、6目の地域課題ビジネスマッチング促進事業補助金でございますが、こちらは今年度新たに創設をしておりました補助金でございます。サテライトオフィス等への誘致、また官民一体となった地域課題解決等を地域企業とビジネスマッチングを図っていただく外部からの企業が来られた場合に補助金を出させていただくというような事業でございましたが、今年度実績がございませんでしたので、減額とさせていただいたところでございます。

それと、次のプレミアム商品券の減額理由でございますが、こちらのプレミアム商品券の額につきましては、今年度1回目に行わせていただきました商品券事業に係るものでございますが、当初1億9,600万に対しまして、実績として必要になった額が1億9,272万円でございますので、実績として販売率89.68%だったんですが、それによって不要となった額を減額させていただいたところでございます。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

まず、1点目の3款、1項、1目、18節、負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらについての御質問ですが、こちらにつきましては、645万円の減額ということですが、中に2つの事業がありまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらについては1世帯当たり、非課税世帯等の世帯に関しまして10万円を支給するといった事業でありまして、こちらが見込みよりも実績が減ったということで、こちらの実績数が187世帯で実績が出ております。見込みに対し、24世帯減ったということに対するものであります。

それから、もう一つが、電気・ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらの分がございまして、こちらが家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり5万円を支給するという事業でございましたが、こちらが見込みが1,900世帯に対しまして、実績が1,819世帯という実績の確定による

それぞれ減額ということになっております。

次に、3款、2項、4目、児童措置費の児童手当2,108万円の減額につきましては、こちらも児童手当に関しましては、その子を看護する方の所得要件ですとか、第1子、第2子、それから第3子以降に係る金額など、それぞれ金額が異なっております。ですので、非常に見込みの数字を出すというのが困難なものではあるんですけども、実際の今年度の支給の実績を見てみますと、転入者の減でありますとか、出生数の減、そういったことの要因にはよろうかと思えますけども、受給者の方が減ったと。それによって、こちらの数字の金額を減額させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか。

○6番（山本博士君）

26ページの最初6目のプレミアム商品券なんですが、ちょっと要因について、なぜ2,872万3,000円も残ってしまったかという、その原因的なものが分かれば教えていただければと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

当初、予算を組ませていただく際には、不足が生じないように、当時の対象とさせていただいた対象人数、6月1日現在の人数は9,636人ではございましたが、その後の転入等を含めまして、その方々全てが買える100%としての予算組みをさせていただいておりますので、実際には89.何ぼ、約90%の購入率でございましたので、その分が不要になりましたので、今回補正をさせていただいたということでございます。

○町長（兵頭誠亀君）

その10%の理由を聞きよるんよ。

○企画振興課長（小川秀樹君）

100%の予算組みをさせていただいたわけなんですけど、結局9割の御購入をいただいた部分がございます、残りの10%の方については、今回商品券の御購入、お買い求めをされなかったということが、今回不要となった原因じゃないかと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

補足をいたします。各議員さん方もですね、心配をしていただいたとった、やはり鬼北町のプレミアム商品券については、福祉施策ではないと。商工施策だから1万円を御負担いただいて2万円になるということで、その1万円を御負担いただくことについて、例えば5人の御家庭であれば5万円必要になってくる。そこについて、少し経済について難しい御家庭については、一遍に買えないやないかというような御批判があったことを私も承知いたしております。

ただ、それについて、スタッフのほうは、何回にも分けても構いませんよと。1回1万円、あと4万円使えますよというふうなことも啓発はしたんですけども、基本的に2年前の、3年前かな、3年前のプレミアム商品券のときも95%行きませんでしたので、それと同じように、やはり5%から10%の方は、その分についてはお買い求めいただけなかったというふうなことに思っております。

これを福祉施策にすれば、もっともっと上に行くんやと思うんですけども、ただ、経済効果とすれば、2分の1になってしまうということがありましたので、そこは、うちのほうは商工振興施策というふうなことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、他ありませんか。

○9番（程内 覺君）

この会計において、当初、町長はじめ各職員の皆さんが難儀をされて、予算を計上されたことと思いますが、いろんな会計において一般会計をはじめ、大変減額が大きいと。今年度、特に減額が大きいのではないかと思います。町長が朝、挨拶に言われました、住民サービスの提供、または住民の福祉向上に寄与することができた予算であったのかをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

厳しい御指摘だと思うんですけども、私は毎年3月、4月の当初予算については、そのつもりで目いっぱい予算というものを確保し、また、今ほどのプレミアム商品券と同じように、予想ではなく、全員の方が買えるというようなことを前提に予算を

組みますと、どうしてもそこに差異は生じることは致し方ないのかなとは思っております。

それぞれの予算について、いろんな状況を考えながら予算を組みますと、やはり厳しい予算ではなしに、こういうケースもある、こういうケースもあるというようなところで、少し負荷をかける部分も予算査定の段階ではあるわけでありまして、その部分についての残余分があったのではないかな。

もう一つは、やはりコロナ禍においてどうしてもできなかったということと、町民の方々とのタイアップができなかった事業についてもあることは否めないと思っております。

これから先、また来年度に向けて少しでもこういう減額がないように頑張ってもらいたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

○11番（赤松俊二君）

何点か新規の分についてお伺いしたいと思います。

まず、はじめに、26ページの2款、1項、8目、支所費の14、工事請負費23万2,000円、これについての詳細をお伺いいたします。

続いて、27ページの2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費の10節、需用費、この修繕料110万、これについてもお伺いします。

同じく、17節、備品購入費の機械器具費41万2,000円、これについてもお伺いいたします。

それと、37ページ、6款、1項、2目、商工振興費の18節、負担金補助及び交付金、商工会小規模事業費等補助金151万3,000円、これについての詳細をお伺いいたします。

最後に、40ページの7款、5項、1目、住宅管理費の需用費のこの修繕料243万1,000円、これについてもお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、款をもう一度お願いします。

○11番（赤松俊二君）

最後のやつですか。

○議長（芝 照雄君）

最後。

○11番（赤松俊二君）

最後、40ページの7款、5項、1目、土木費、住宅管理費、需用費、修繕料243万1,000円、これについてお伺いいたします。

それと、もう1点、ちょっと前後するんですが、29ページの3款、1項、1目の12節、委託料、この高齢者等見守り業務委託料11万4,000円の減の要因についてお伺いいたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

26ページ、2款、1項、8目、支所費につきましては、支所長が、それから27ページ、2款、1項、15目、近永駅周辺賑わいについては、企画振興課長が、今ほどの29ページ、3款、1項、1目の分につきましては、町民生活課長が、37ページ、6款、1項、2目については、企画振興課長が、40ページ、7款、5項、1目、住宅費の部分につきましては、建設課長が順番に説明をさせていただきます。

○日吉支所長（山本雄大君）

それでは、2款、1項、8目の支所費の14節、工事請負費の支所設備工事請負費の232万4,000円なんですが、そちらは現在、支所の庁舎の水道管に漏水箇所があると思われております。

それは埋設しとる建物の西側のほうにあると思われておるんですけど、そちらの漏水箇所があるために、今回は水道本管からその経路とは別に引いている南側なんですけど、庁舎の裏側になりますが、そちらに屋外消火栓を引いておる給水管がありますので、その給水管を利用して、直接高架水槽を屋上に上げまして、そこから各使用する部屋に配水するという工事を計画しているものであります。

以上でございます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

2款、1項、15目の10節、修繕料110万でございますが、こちらは公営塾における2階トイレの修繕料を計上させていただいているところでございます。3階が男子トイレ、2階が女子トイレということで、利用を図る予定ではございましたが、2階のトイレ、和式という部分もありまして、現在の女生徒さんは向かい側のワーム

ス施設のトイレを夜活用されている状況ということでありますので、安全面も考慮いたしまして、今回修繕料を計上しております。

続きましてで、17節、機械器具費でございますが、こちらは今回、高校寮の整備に併せてハウスマスターさんを2人、採用させていただく予定としておりますが、そちらハウスマスターさんに係るパソコン2台分を計上しているところでございます。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

続きまして、3款、1項、1目、12節、委託料、高齢者等見守り業務委託料につきまして御説明をいたします。

こちらにつきましては、当初の見込みよりも見守り世帯、高齢者の世帯の数が減少したということで、中には、見守り活動を必要としない旨の申し出があった方、また、長期入院や施設入所等で在宅でない方がおられたということで、月ごとで異なりますが、今、年間の平均で月、約73世帯の方のお声かけを行っております、その実績額に基づいて、当初見込額から減額をしたというものであります。

以上です。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、37ページ、6款、1項、2目、18節、商工会小規模事業費等補助金でございますが、こちらは商工会さんの運用に関わる補助金等を予算を計上しているところでございますが、今年度、8月の落雷によりまして、近永街路灯等が破損をいたしまして、そちら修繕をしていただいた部分を42万予算を増額で補助金で計上させていただいてのと、あと、現在利用させていただいております、防災センター事務所を置いてあるところの窓がはめ殺しの部分がございます、開閉が不可となっておりますので、そちらの改修を商工会さんが予定しているということでございますので、その経費に係る2分の1、109万を増額して補正計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

40ページ、7款、5項、1目、住宅管理費の需用費、修繕料でございます243万1,000円でございますが、これにつきましては、国遠団地78号棟から80号棟を囲んでおりますフェンス。これが経年劣化によりまして破損している状態でございます。これを新しく66メートル建て替える予定でございます。

以上です。

○11番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○4番（中山定則君）

38ページの6款、1項、3目、観光費の12節の委託料、設計委託料125万4,000円、観光PRグッズ制作業務委託料212万円の減額の理由について説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。もとい、設計委託料のマイナス125万円につきましては、日吉支所長のほうから答弁をいたします。まず、日吉支所長のほうから。

○日吉支所長（山本雄大君）

6款、1項、3目、観光費の12節、委託料、設計委託料の125万4,000円につきましては、下鍵山公園の設計につきまして委託しておったんですが、そちらの実績に伴いまして125万4,000円を減額するものでございます。

以上です。

○企画振興課長（小川秀樹君）

6款、1項、3目、12節、観光PRグッズ制作業務委託料の減額理由でございますが、当初柚鬼媛をモチーフにしたフィギュア等を制作する予定でございましたが、前年度鬼王丸モチーフにしたフィギュアを制作した際に、一部塗料で変色等不具合が生じたことによりまして、塗料のやり替え、ちょっと全面的に一旦フィギュアをお返しして再度やり替えることになりまして、そちらの対応で塗料の確定ができませんでしたので、今年度、柚鬼媛のフィギュアの制作等は見送りをさせていただいたことにより、PRグッズの委託料の減額等が発生したことによります。

以上です。

○4番（中山定則君）

下鍵山公園の設計料は幾らだったのか。もうこの3月のこの時期に減額なのか。それと観光PRの分についても、同じく、この時期の減額という今の説明があったことについて、分かったのはいつなのか。なぜ3月補正なのかということについて説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

日吉支所長と企画振興課長が答弁をいたします。

○日吉支所長（山本雄大君）

下鍵山公園の整備委託料の決算見込みが209万円でございます。予算的に334万4,000円を計上しておりましたので、工期的に2月28日が設計委託の工期になっておりまして、今回減額するものであります。

○企画振興課長（小川秀樹君）

グッズ制作におきましては、当初夏場に、まずは金型の製作をいただいて、それを順次グッズの制作に取りかかる予定ではございましたが、ちょうどその頃に、塗料の不具合等のお話がある中で、改めて修繕修正をしていただいておりました鬼王丸のフィギュアのほうの完成見込みというのが、当初分からない部分がございましたので、そちらの対応が終わった後に、柚鬼媛のフィギュアの制作に取りかかる予定ではあったんですが、最終的にお願いを予定しておりました業者さんのほうが、対応がちょっと難しいという話がありましたので、3月に補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了解ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合によりこれで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日3月9日は、定刻に会議を開きます。

本日はこれをもって延会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

（午後 3時41分 延会）

地方自治法第123条第2項、の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 8 番）

鬼北町議会議員（ 9 番）